五.	四	<u>=</u>	<u>-</u>	
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十二号)抄・・・・・・・・・54	私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十一号)抄・・・・・・・・・・52	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十号)抄・・・・・・・・・・・42	廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)抄・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

六

児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成十七年法律第九号)抄・・・・62

一 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)(抄)国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

の規定の適用については、同条第一項中「次項の規定」とあるのは「第七条の二 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前条たる給付等の額の計算に関する経過措置の特例) (平成二十五年度及び平成二十六年度における国民年金法による年金	N 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日	
(新規)	The part of th	

きは、 た年 項の で定 四 号) 欄中 定後の率 指数 乗じて得た率として政令で定める率が 国消費者物価指数 る率の改定が行われたときは れたときは、 条に規定する改定率をいう。 六年法律第百四号) 次条の規定により 七八 改定率 四月以降 九 年度の四月以降 (当該))規定による率の改定が行われたときは、 九八八 七八 める率が 価 \mathcal{O} (以 下 $\bar{\bigcirc}$ 当該改定後の率) 第 前 に当該政令で定める率」 \mathcal{O} (この条の規定による率の改定が行われたときは、 指数を下 改定の基準となる率に○・ 年 を 年度の改定率 条の規定による改正後の第二十七条に規定する改定率を (国民年金法等 にその低下した比率」 九 (この条の規定による率の改定が行われたときは) 「物価指数」という。) と 九八八 当該改定後の率) \mathcal{O} 八 を下回る場合にお 物価指数を下 八 回るに至つた場合にお 、読み替えられた次項の規 (以 下 $\bar{\bigcirc}$ (総務省において作成する年平均 第 〇 · 九七八 一条の規定による改正後の国民年金法第二十 (国民年金法等 九 にその低下した比率」 \mathcal{O} (この項の規定による率の改定が行われたと 「物価指数」という。 八八八 部を改正する法律 回るに至つた場合にお と、 に当該政令で定める率」とする。 直近の当該改定が行 の改定の基準となる率に○ (この項の規定による率の改定が (総務省において作成する年平 とあるの 1 ては、 が平成十五年 九九〇を乗じて得た率として政令 $\bar{\bigcirc}$ いては、 \mathcal{O} を下 部を改 九八八八 は 当該年度の 定 直近の当該改定が行 回る場合にお $\bar{\bigcirc}$ その とあるのは ح 伞 を」 が平成十五年 正する法 (この条の規定によ 九七八 翌年 成 同 われた年 1 \mathcal{O} 全 って とあるの 四月以降 条第 十六年法: は \mathcal{O} 玉 当該改定後 兀 律 消 1 $\overline{\bigcirc}$ (当 九九〇 その 月以 項 費者 て \mathcal{O} 伞 当該改 該 律第 前 は 均 は \mathcal{O} 九七 翌年 年度 成 わ 降、 \mathcal{O} 年 物 表 当 を れ \mathcal{O} 全 百 下 価

額の計算に関する経過措置) (昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付の

第八条 その効力を有するものとされた法令の規定により計算した額に満たな いて いう。 附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ 定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項 条第二項(以下この項において「改正後の附則第三十二条第二項」と た法令の規定にかかわらず、 により計算した額が、 .場合は、これらの規定はなおその効力を有するものとし、改正後の 「改正前の附則第三十二条第二項」という。 一条第一項に規定する年金たる給付)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定 第十四条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第三十二 平成二十六年度までの各年度における昭和六十年改 次項の規定により読み替えられた第十四条の規 当該額をこれらの給付の額とする。 (障害年金を除く。)の規定によりなお 正法附則第 (次項にお につ

2 (略)

第三十二条第 四の特例 成 十 五. 年度及び平 項に規定する年金たる給付の 成 年 - 度に おける昭 額の 計算に関する経過措 和 年改 正 法 附則

第八条の二 均の全国 条第二項の表下欄中 とあるの 次条の規定により読み替えられた次項の規定」 (この項の規定による率の改定が行われたときは、 規定の適用については、 消費者物価指数 は 平成 「次条の規定により読み替えられた次項にお 一十五年度及び平成二 「額に〇・九八八 以 同条第 下 「物価指数」 一項中 十六年度の各年度に (総務省において作成する年平 「次項の規定」とあるのは とい ٢ う。 直近の当該改定が 「次項にお が 平成 て _ おけ 十五年 る前 て 同 条

> 第八条 規定により計算した額に満たない場合は、 」という。 則第三十二条第二項(次項において「改正前の附則第三十二条第二項 り読み替えられた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附 後の附則第三十二条第二項」という。 昭和六十年改正法附則第三十二条第二項 付 これらの給付の額とする。 おその効力を有するものとされた法令の規定にかかわらず、 力を有するものとし、改正後の附則第三十二条第二項の規定によりな 有するものとされた法令の規定により計算した額が、 (障害年金を除く。 昭和六十年改正法附則第三十三)の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の については、 一条第一項に規定する年金たる給)の規定によりなおその効力を 第十四条の規定による改正後の (以下この項において「改正 これらの規定はなおその効 次項の規定によ 当該額

2 (略

(新規)

に〇 数を下回るに至つた場合にお 該年度の四月以降、 乗じて得た率として政令で定める率が 条に規定する改定率をいう。 れたときは、 該年度の四月以降、 乗じて得た率として政令で定める率が 条に規定する改定率をいう。) れたときは、 行われた年の前 れたときは 六年法律第百四号)第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七 定が行われたときは、 にその低下した比率」 八を」 翌年の四月以降 (この項の規定による率の改定が行われたときは、 「物価指数」という。) (当該年度の改定率 八八八 九七八 成十六年法律第百四号) とあるのは (総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数 当該改定後の率) 当該改定後の率) 当該改定後の率) (当該年度の改定率 年 ・九七八 $\overline{}$ の物価指数を下回るに至つた場合にお 〇・九七八 「〇・九七八を」 直近の当該改定が行われた年 (国民年金法等 とあるのは 九八八 が平成十五年(この項の規定による率の改 いては、 に当該政令で定める率」とする。 に当該政令で定める率」と、 の改定の基準となる率に○・九九○を 第 にその低下した比率」 の改定の基準となる率に○・九九○を $\widehat{\Xi}_{\mathcal{O}}$ (この項の規定による率の改定が行 (この項の規定による率の改定が行 一条の規定による改正後の第二十七 (国民年金法等の と 「四十一万五千八百円に〇 項の規定による率の改定が その翌年の四 0 一を下回る場合においては、 を下回る場合にお 部を改正する法律 四十 一万五千八百円に〇 月以降、 \mathcal{O} 当該改定後の とあるのは 部を改正する法 前 年 11 いては の物価指 7 $\overline{\bigcirc}$ (平成 は 九七 九 行わ 议 率 当 八 わ 当 そ

改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平期間に係る保険料免除期間を有する者であって、第四条の規定による第十条別に法律で定める月(以下「特定月」という。)の前月以前の

改正後の国民年金法第二十七条ただし書に該当するものに支給する平期間に係る保険料免除期間を有する者であって、第四条の規定による第十条 別に法律で定める月(以下「特定月」という。)の前月以前の

二十七条に規定する改定率を乗じて得た額 除して得た数を乗じて得た額とする。 掲げる月数を合算した月数 数が生じたときは、これを切り捨て、 用する場合を含む。 項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令にお 11 成二十一年四 じたときは、 、ては、 同条ただし書 これを百円に切り上げるものとする。 月以後の月分の国民年金法による老齢基礎年金 の規定にかかわらず、 (同法第二十八条第四項、 (四百八十を限度とする。 五十円以上百円未満の端数が生 (その額に五 七十八万九百円に同 附則第九条の二第四)を四百八十で に、 十円 次の各号に 未満 の額 いて適 法第 の端 に 0

(略)

- 七に相当する月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から保険二 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以
- 当する月数保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する二 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以
- 兀 る 成二十六年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四 月 百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四 までの期間を除く。 特定月の前 免除期間)の六分の五に相当する月数 月以 の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とす 前 の期間 に係る保険料四 (平成二十一年四月から平成二十六年三 分の 免除期間 の月数 四月から平 回 分

掲げる月数を合算した月数 二十七条に規定する改定率を乗じて得た額 用する場合を含む。 除して得た数を乗じて得た額とする。 じたときは、 数が生じたときは、 項並びに第九条の二の二第四項及び第五項並びに他の法令におい 1 成二十一 ては、 年四 同条ただし書 これを百円に切り上げるものとする。 月以 (後の月分の国民年金法による老齢基礎年金の これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生)の規定にかかわらず、 (同法第二十八条第四 (四百八十を限度とする。 (その額に五十円 項、 七十八万九百円に同 附則第九条の二 を四百八十で に、 次の各号に 未満の端 額 法第 E て適 应

(略)

- 七に相当する月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から保険一 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以
- 当する月数保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する三平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以
- 兀 る。 月までの期間を除く。 \mathcal{O} 成二十四 百八十から保険料納付済期間の月数並びに平成二十一年四 特定月の前月以 <u>、</u>の 免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とす 六分の |年三月までの期間及び特定月以 五に相当する月数 が前の期間 に係る保険料四 (平成二十一年四月から平成二十四 (後の期間に係る保険 分の一 免除期間の 四月から平 月数 料四 年三 回 分

前号に規定する保険料四 二分の一に相当する月数 分の 免除期間 の月数を控除 して得た月数

六 七 料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月 付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数 後の期間に係る保険料半額免除期間の月数 を控除して得た月数を限度とする。 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以 平成二十一年四月から平成二十六年三月 の期間に係る保険料半額免除期間 の月数から前号に規定する保険 の四分の三に相当する月数 までの期間 回 百八十から保険料納 及び特定 月以

八 以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除 びに平成二十 月までの期間を除く。 して得た月数を限度とする。 から保険料納付済期間の月数、 特定月の前月以 年四月から平成二十六年三月までの期間 前 の期間)に係る保険料半額免除期間の月数 (平成二十一年四月から平)の三分の二に相当する月数 保険料四 分の 免除期間の月数並 -成二十六年三 及び特定月 回 旨八

九 に規定する保険料半額 |月までの期間を除く。) に係る保険料半額免除期間の月数から前号 一に相当する月数 特定月の前月以前の期間 免除期間の月数を控除して得た月数の三分 (平成二十一年四月から平成二十六年三 \mathcal{O}

+ 後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数 平成二十一年四月から平成 免除 納付済期間 \mathcal{O} 八分の 期間 の月数を合算した月数を控除 この月数、 五に相当する月数 保険料四分の一 二十六年三月 免除期間 して得た月数を限度とする までの期間 \mathcal{O} (四百八十から保険 月数及び保 及び特 定月以 険料半

<u>+</u> 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月

> 前号に規定する保険料四 二分の一に 相当する月数 分の 免除期間 0 月数を控除して得た月数

六 料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月 後の期間に係る保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険 後の期間に係る保険料半額免除期間の月数 を控除して得た月数を限度とする。 付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数 平成二十一年四月から平成 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以 二十四 |年三月までの期間 の四分の三に相当する月数 (四百八十から保険 及び特定月以 料納

七

八 以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除 びに平成二十一 月までの期間を除く。 して得た月数を限度とする。 十から保険料納付済期間の月数、 特定月の前月以 年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月 前の期間)に係る保険料半額免除期間の月数 (平成二十)の三分の二に相当する月数 保険料四 年四 分の一免除期間 月か ら平 成 十四四 の 回 月数 百 年三 並

九 に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の 月までの期間を除く。 に相当する月数 特定月の前月以前の期間)に係る保険料半額免除期間の月数から前号 (平成二十一年四月から平 成二十四 年=

+ 額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする 料納付済期間の月数、 後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数 平成二十一年四月から平成 \mathcal{O} 八 分のの 五に相当する月数 保険料四分の一 十四四 |年三月までの期間及び特定月以 免除期間 0 (四百八十から保険 月数及び保険 料半

+ 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月

相当する月数る保険期間の月数を控除して得た月数の八分の一にる保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定す

。) の二分の 三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする 月数、 四百八十から保険料納付済期間の月数、 三月までの期間 特定月の前 六年三月までの期間 保険料半額 一に相当する月数 月以前 を除く。 免除期間の月数並びに平成二十一年四 の期間 及び特定月以後の期間に係る保険料四 に係る保険料四 (平成二十一年四月から平成二十六年 保険料四分の一免除 分の三免除期間 四月から平成一免除期間の \mathcal{O} 月数 期間 分 \mathcal{O}

数の六分の一に相当する月数と前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数か十三、特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十六年

十四四 ことを要しないものとされた保険料に係るものを除く。 四分の一 する。)の二分の 分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度と て同じ。 以後の期間に係る保険料全額免除期間 項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間)の月数 免除期間 の月数、 一に相当する月数 (四百八十から保険料納付済期間の月数、 保険料半額免除期間 (国民年金法第九十条の三第 の月数及び保険料四 次号にお 及び特 保険料 付する 定 月

十五. 三月までの期間 十から保険料納付済期間の月数、 保険料半額免除期間 特定月の前 別以前[®] を除く。 の期間 の月数、)に係る保険料全額免除期間の月数 (平成二十一 保険料四分の三免除期間の月数並び 保険料四 年四 分の 月から平成二十六年 免除期間 \mathcal{O} 回 月数 百

相当する月数る保険期間の月数を控除して得た月数の八分の一にる保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定す

二十四 。)の二分の一に相当する月数 三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする 月数、 四百八十から保険料納付済期間の月数、 三月までの期間を除く。 特定月の前 |年三月までの期間及び特定月以後の期間に係る保険料四 保険料半額免除期間の月数並びに平成二十一年四 月以 前 の期間)に係る保険料四 (平成二十一年四月から平成二十四 保険料四分の一免除 分の三免除期間 |月か 0 ら平成 期間 月数 分の 年

数の六分の一に相当する月数を前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の三免除期間の月数か下三、特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十四年

十四四 四分の一 て同じ。 ことを要しないものとされた保険料に係るものを除く。 以後の期間に係る保険料全額免除期間 する。)の二分の一に相当する月数 分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度と 項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により納付する 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び)の月数 免除期間の月数、 (四百八十から保険料納付済期間の月数、 保険料半額免除期間の月数及び保険 (国民年金法第九十条の 次号にお り特定月 保険料 三第 料四

十五. 三月までの期間を除く。 八十から保険料納付済期間 保険料半額免除期間の月数、 特定月の前月以前の期間)に係る保険料全額免除期間の この月数、 (平成二十一 保険料四分の三免除期間の月数並び 保険料四 年 一分の 应 月か 免除期間 5 平 月数 成 十四四 \mathcal{O} 回 月 数 百 年

て得た月数を限度とする。) の三分の一に相当する月数 後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除 に平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び特定月以 L

2

略

(改定率の改定の特例

第十二条 が適用される受給権者ごとの区分をいう。次項及び次条において同じ 適用しない 年度までの間は、 七条に規定する改定率をいう。 区分(同一の改定率 給権者)に属するものに適用される改定率の改定については、 当該年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額以下となる (以下この条及び次条において「受給権者」という。 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受 同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、 (第一条の規定による改正後の国民年金法第二十 以下この条及び次条において同じ。 平成二十六 のうち

- る老齢基礎年金の額 とする。 定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定す (同法第二十七条の四及び第二十七条の五 の規
- 定による改正前の国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年 より読み替えられてなおその効力を有するものとされた第一条の規 附則第七 条の二の規定により読み替えられた附則第七条の規定に
- 2 年金法第二十七条の四第二項第一号に規定する調整率 第二号に掲げる額を上回り、 受給権者のうち、 当該年度において、 かつ、 第 完する調整率(以下この項及条の規定による改正後の国民 前項第一号に掲げる額が同項

に平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び特定月以 後の期間に係る保険料全額免除期間の月数を合算した月数を控除し て得た月数を限度とする。)の三分の一に相当する月数

2 略

(改定率の改定の特例

第十二条 給権者 の規定は、 する改定率をいう。 度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回る区分 る改定率の改定については、 者ごとの区分をいう。次項において同じ。)に属するものに適用され の改定率 (以下この条において「受給権者」という。 国民年金法による年金たる給付その他政令で定める給付の受 (第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定 適用しない。 以下この条において同じ。) 同法第二十七条の四及び第二十七条の が適用される受給権)のうち、 当該年 同

- とする。 定の適用がないものとして改定した改定率を基礎として計算した額 る老齢基礎年金の額 第一条の規定による改正後の国民年金法第二十七条本文に規定す (同法第二十七条の四及び第二十七条の 五 一の規
- に規定する老齢基礎年金の額 のとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本文 附則第七条の規定により読み替えられてなおその効力を有するも
- 2 年金法第二十七条の四第二項第一号に規定する調整率 第二号に掲げる額を上回り、 受給権者のうち、 当該年度において、 かつ、 第 前項第一号に掲げる額が 条の規定による改正後の (以下この項に 国民 同 項

五の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。用される改定率の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条のに対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適び次条第二項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる額

(平成二十七年度における改定率の改定の特例)

二十七条の四及び第二十七条の五の規定は、適用しない。

改定率の改定については、第一条の規定による改正後の国民年金法第

げる額が第二号に掲げる額以下となる区分に属するものに適用される
第十二条の二 平成二十七年度において、受給権者のうち、第一号に掲

- 文に規定する老齢基礎年金の額
 れた附則第七条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本ものとされた第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条本った。
- 2 当該比率を調整率とみなす る額に対する同項第二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するもの が 年金法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用については、 に適用される改定率の改定に対する第 :同項第二号に掲げる額を上 受給権者のうち、 平成二十七年度において、 口 り、 カコ ر ر ا 条の規定による改正後の国民 調整率が同項 前項第 一号に掲げる額 第一 号に掲げ

については、当該比率を調整率とみなす。の改定に対する同法第二十七条の四及び第二十七条の五の規定の適用二号に掲げる額の比率を下回る区分に属するものに適用される改定率おいて「調整率」という。)が前項第一号に掲げる額に対する同項第

新規

第十四条 (略)

第十四条

(略

2 年金法による老齢基礎年金 かかわらず、 玉 れるものに限る。 えて適用する場合を含む。 項において適用する場合を含む。 民 一号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。 -成二十一年度以後の各年度における第四条の規定による改正 年金法第八十五条第一 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民 の給付に要する費用の額に、)に掲げる額は、 項第二号 (同法第二十七条ただし書)の規定によってその額が計算さ (前条第七項の規定により 当分の間 第一号に掲げる数を (附則第十条第 同号の規定に 読 4 後 替 \mathcal{O}

2

次に掲げる数を合算した数

とする。)に八分の一を乗じて得た数八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百イ 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当

口 二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該特定 月数 控除 間 から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四分の 該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数 後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を 六年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の一免除期間 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間 分の一を乗じて得た数 の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。 当該特定月の前月以前 して得た月数を限度とする。 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平 の期間 (平成二十一 に十二分の 年四月から平成 一を乗じて得た数 回 免除期 百八十 及び当 月以 に 成

六年三月までの期間を除く。)に係る保険料半額免除期間の月数二 当該特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十

第二号に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額とする。 れるものに限る。 年金法による老齢基礎年金 かかわらず、 えて適用する場合を含む。)に掲げる額は、 国民年金法第八十五条第一 一項において適用する場合を含む。)の規定によってその額が計算さ 平成二十一年度以 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る国民) の給付に要する費用の額に、 (後の各年度における第四条の規定による改正 項第二号 (同法第二十七条ただし書 (前条第七項の規定により 当分の間 第 号に掲げる数 (附則第十条第 同号の 規定に 読 4 後

次に掲げる数を合算した数

とする。)に八分の一を乗じて得た数八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度該特定月以後の期間に係る保険料四分の一免除期間の月数(四百イ 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当

口 <u>二</u> 十 後の 兀 間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。 から当該保険料納付済期間の月数及び当該保険料四 該特定月以後の期間に係る保険料半額免除期間の月数 月数 四年三月までの期間を除く。)に係る保険料四分の一免除期間 控除して得た月数を限度とする。 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当 分の一を乗じて得た数 当該特定月の前月以前の期間 期間に係る保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を (四百八十から当該保険料納付済期間の月数並びに当該平 年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該特定月以 (平成二十一 に十二分の一を乗じて得た数 年四月か 分の ら平 (四百八十 免除期 成 に 成

四年三月までの期間を除く。)に係る保険料半額免除期間の月数当該特定月の前月以前の期間(平成二十一年四月から平成二十

期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。 三月までの期間 に六分の一を乗じて得た数 回 除期間 百八十 の月数並びに当該平成二十一 から当該保険料納付済期間 及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額 0)月数、 年四月から平 当該保険 成二 料 应 免除 六年 分

ホ 月数 控除 分の一 該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間及び当該 期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数 該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数 八十から当該保険料納付済期間の月数、 六年三月までの期間を除く。 当該特定月の前月以前の期間 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月 して得た月数を限度とする。 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数、 免除期間 の月数、 当該保険料半額)に係る保険料四分の三免除期間 (平成二十一年四月から平)に八分の三を乗じて得た数 免除期間 当該保険料四 までの期間 の月数並びに当 当該保険料 分の 成二十 及び 回 免除 应 百

 \vdash 期間 した月数を控除して得た月数を限度とする。 額免除期間 より納付することを要しないものとされた保険料に係るもの 十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第二項の規定に 特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間 当該平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間 チにおいて同じ。 の月数 \mathcal{O} 当該保険 月数及び当該保険料四 料四 の月数 分の一免除期間 (四百八十から当該保険料 分の三免除期間 『の月数、 に二分の一を乗じ (国民年金 当該保険 \mathcal{O} 月数 で合算 及び当 法第 納 を除 料半 付済

月数を控除して得た月数を限度とする。

)に四分の一を乗じて得

定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した

期間の 三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料半額免除 に六分の一を乗じて得た数 免除期間 河 百八十から当該保険料納付済期間 「月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。) の月数並びに当該平 -成二十 0)月数、 年四月から平 当該保険 成 料四 十四四 分 年

ホ

当該平成二十一年四月から平成二十四

|年三月までの

及び当

 \mathcal{O}

月期間

回

百

該特定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間

た額 控除 分の 月数 四年三月までの期間を除く。 八十から当該保険料納付済期間の月数、 月数を控除して得た月数を限度とする。 定月以後の期間に係る保険料四分の三免除期間の月数を合算した 該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間及び当該 期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を 当該 して得た月数を限度とする。 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数、 免除期間の月数、 |特定月の前月以前の期間 当該保険料半)に係る保険料四分の三免除期間 (平成二十一年四月から平)に八分の三を乗じて得た数 -額免除期間の 当該保険料四 に四分の一を乗じて得 月数並びに当 当該保険 一分の一 成二 免除 料 岚

1 期間 より 該特定月以後の期間に係る保険料全額免除期間 した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じ 額 十条の三第一項又は附則第十九条第一項若しくは第1 免除期 当該平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間 チにおいて同じ。 納付することを要しないものとされた保険料に係るもの 0)月数、 間 \mathcal{O} 当該保険料四分の一免除期間の月数、 月数及び当該保険料四 0) 月数 (四百八十から当該 分の三免除期間 (国民年金法第 以保険料 当該保険 \mathcal{O} 一項の規定に 月数 を合算 納 及び 料半 を除 付済 九

て得た数

る。) 額免除期間 十六年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全 六年三月までの期間を除く。) に係る保険料全額免除期間 免除期間 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数 |分の三免除期間 特定月 に三分の一を乗じて得た数 この月数、 の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とす の前 月以 の月数並びに当該平成二十一年四月から平成二 当該保険料半額免除期間 前 の期間 (平成二十一 年四 この月数、 当該保険料四 月か 当該保険料 5 平 \mathcal{O} 成 分 月 \mathcal{O} +

二 (略

3

略

担に関する経過措置の特例)(平成二十一年度から平成二十五年度までにおける基礎年金の国庫負

第十四条の二 費用 度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する 分の一に相当する額を除く。 規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号ハに規定する額 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項 に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同号 定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号 金法第八十五条第一 及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第 第六号及び第九号を除く。 《の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年 の 一 部に充てるため、 国庫は、 項第一号及び第三号に掲げる額、 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年 当該各年度について、)の合算額のほか、)に掲げる額 (同項第四号に規定する者 附則第十三条第七項 前条第一項 前条第一 金びに昭 第五号に (第 二項に規 の三 号 口

て得た数

チ る。) 十四 額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とす 一免除期間の月数、 (四百八十から当該保険料納付済期間の月数) [分の三免除期間の月数並びに当該平成二十一年四月から平成] 年三月までの期間を除く。)に係る保険料全額免除期間の 年三月までの期間及び当該特定月以後の期間に係る保険料全 特定月の に三分の一を乗じて得た数 前 月以 当該保険料半額免除期間の が前の期間 (平成二十一 年四)月数、 当該保険料四 |月か 当該保険 5 平 成 月数 分の 料

二 (略)

3

略

担に関する経過措置の特例)(平成二十一年度から平成二十三年度までにおける基礎年金の国庫

第十四条の二 分の一に相当する額を除く。 度における国民年金事業に要する費用のうち基礎年金の給付に要する 規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号 に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項 定する額並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第一項各号 金法第八十五条第一 三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の 費用の一 に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる数を同 及び前条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第 第六号及び第九号を除く。 部に充てるため、 国庫は、 項第一号及び第三号に掲げる額、 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年 当該各年度について、)の合算額のほか、)に掲げる額 (同項第四号に規定する者 前条第 附則第十三条第七項 ハに規定する額 前条第一 項 並びに昭 第五号に (第 二項に規 国民 の三 号 一号 年

負

法律 担する。 十四四 する特別措置法 震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の 融資特別会計財政融資資金勘定から一 投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律 額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負 附則第十三条第七項及び前 えられた第四 和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第 る収入金を活用 規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行によ を活用して、 成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する っては財政運営に必要な財源 よる改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる 号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算 年度に 条第二項 (平成二十二年法律第七号) この場合において、 第三条第一 あ 確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大 及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定に 条の規定による改正後 して、 7 (平成二十三年法律第百十七号) は 財 項の規定により、 政 確保するものとし、 運 営に 条第 当該額については、 の確保を図るための公債の発行及び財 必 要な財 項並びに昭和 第三条第一 の国民年金法第八十五条第 般会計に繰り入れられる繰入金 平成二十二年度にあっては平 源 の確保 平 成二 項の規定により、 和六十年改正法附則第三 三項の規定により 十四四 平成二十一 第六十九条第二項 を (平成二十 図るため 年度及び平 確保に関 年度にあ 一年法律 \mathcal{O} 財政投 読 公債 成二 項 額 4 政 第 \mathcal{O} \mathcal{O}

合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十五年度以前の年度第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である場

ŧ

規

定により

発

行

する公債の発行による収入金を活用

して

確

保

の特例に関する法律

(平成

一十四年法律第百

号

第四

条第

項

担する。 震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源 法律 えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一 る収入金を活用して、 規定により適用する同条第一項の規定により する特別措置法 を活用して、 融資特別会計財政融資資金勘定から一 第十七号) 投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律 っては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び 額並びに前条第二項に規定する額の合算額との差額に相当する額を負 よる改正後の国民年金法第八十五条第一項第一号及び第三号に掲げる 附則第十三条第七項及び前条第一項 和六十年改正法附則第三十四条第二項 成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する 十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四 一号及び第三号に掲げる額並びに前条第二項に規定する額の合算 (平成二十二年法律第七号) この場合において、 第三条第一 確保するものとし、 (平成二十三年法律第百十七号) 項の規定により、 確保するものとする 当該額については、 平成二十三年度にあっては東日本大 第三条第一 (並びに昭和六十年改正法附則第三 般会計に繰り入れられ 、及び第三項の規定により 平成二十二年度にあっては平 項の規定により、 発行する公債の 平成二十一 第六十九条第 (平成二十一年 |条の 0 発行によ 年度にあ 確保に関 る繰入金 財政 対規定に 読 が額と 法 項 財 項 4 投 律 第 政 \mathcal{O}

合において、当該特定年度の前年度まで(平成二十三年度以前の年度|第十六条の二 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場|

を除 制 第十四条の二前 金 の給付に要する費用 上 必要な税制 ₹, 及び財政上の措置を講ずるものとする。 0 各年度における国民年金事業に要する費用のうち 上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、 段の規定の例により算定して得た差額に相当する額を \mathcal{O} 部に充てるため、 当該各年度に つい 必要な法 基礎年 て附則

2 措 料免除期間 金 以 て、 前 置を講ずるものとする。 \mathcal{O} 前 額の計算においては、 の期間を 項の場合において、 平成二十一年四月から平成二十六年三月までの期間 を除 \mathcal{O} 月数の算定と同 ζ. に係る保険料免除期間を有する者の老齢基礎 特定月の前月までの期間 当該期間に係る保険料免除期間 様に取り扱われるよう、 (平成二十六 必要な法制 に係 \mathcal{O} 月数に 年三月 る保険 上の 0 年 2

置)(厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措

第二十七条 る年金たる保険給付については、 六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二 による改 により計算した額が、 以下この項において「改正後の厚生年金保険法等の規定」という。) 成十二年法律第十八号。 十七条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律 金保険法、 規定 の法令において引用し、 以下この条において 他 正 第十四条の規定による改正後の昭4 前 平 法令において引用 成 の厚生年金保険法、 六年度までの各年度における厚生年金保険法によ 次項の規定により読み替えられた第七条の規定 以下 「改正前の厚生年金保険法等の規定」 準用し、 「平成十二年改正法. 第十四 第七条の規定による改正後の厚生年 準用 又はその例による場合を含む。 条の規定による改正前 Ļ 又はその例による場 和六十年改 という。 正法又は第二 二年改正法 の昭 0 とい 規定 一合を 棄 和

> 制上及び財政上の措置を講ずるものとする。 第十四条の二前段の規定の例により算定して得た差額に相当する額 金の給付に要する費用 を除く。 必要な税制上の措置を講じた上で国庫の負担とするよう、 0 各年 -度における国民年金事業に要する費用の の 一 部に充てるため、 当該各年度につい うち 必要な法 て附則 基 礎 を 年

以前の 措置を講ずるものとする。 料免除期間の いて、 金の額の計算におい 前項の場合において、 平成二十一年四月から平成二十四年三月までの期間に係る保険 期間を除く。 月数の算定と同 ては、 に係る保険料免除期間を有する者の 特定月の前月までの期間 当該期間に係る保険料免除期間 .様に取り扱われるよう、 (平成二十四 必要な法制 老齢 \mathcal{O} 月 基礎 年三 数 E 上の 月 0 年

措置) (厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過

第二十七条 厚生年金保険法等の規定」という。 用 二年改正法」という。 よる改正前の平成十二年改正法の規定 兀 1) 金保険法等の規定」という。 又はその例による場合を含む。 後の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正後の国民年 条の規定による改正後の厚生年金保険法、 法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。 |条の 読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年 規定による改 又はその 厚生年金保険法による年金たる保険給付については、 例による場合を含む。 正前の昭 の規定)により計算した額が、 和六十年改正法又は第二十七条の 以下この項において「改正後 (他の法令において引用し、 により計算した額に満たない 以下この条におい (他の法令において引用 第十四 [条の規定による改 金保険法、 次項の規定によ 以下 7 改 準用 \mathcal{O} 「平成十 規定に)厚生年 ᇎ 第十 前 第 準 ᇎ 場 金 \mathcal{O}

う。 等 の規定にかかわらず、 \mathcal{O} 規定はなおその効力を有するものとし、 により計算した額に満たない場合は、 当該額をこれらの給付の額とする。 改正 改 正 後 前 の厚生年金 の厚生年金保険 保険法

2 略

年 宷 金たる保険給付 成 一十五年度及び平成二十六年度における厚生年金保 の額の計算に関する経過措置の特例) 険法による (新規

年度の は、 四月以降 該 た率として政令で定める率が一 該改定後の率 降、 前 する年平均の全国消費者物価指数 とあるの する改定率をいう。 第百四号) による率の改定が行われたときは、 物価指数 (改定が行われた年の前年) 十五 条の規定の適用については、 下 当該改定後の率) \bigcirc 欄中 一次条の規定により読み替えられた次項の規定」 七条の二 改定率 年 物 九八八 は 価 (以 下 $\bar{\bigcirc}$ Ξ σ 第 ・九七八 指数を下 $\bar{\circ}$ 九八八 (国民年金法等 条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定 にその低下した比率」 平 条の規定による率 (この項の規定による率の改定が行われたときは、 「物価指数」という。 九七八 成二十五年度及び平成二 回るに至つた場合にお に当該政令で定める率」 の改定の基準となる率に○・ (この項の規定による率の改定が行われたとき (総務省において作成する年平 たを」 と の物価指数を下回るに至つた場合にお 0 同条第 を下回る場合にお 部を改正する法律 の改定が行 (以 下 $\overline{\bigcirc}$ 直近の当該改定が行 とあるの 一項中 九 が平成十五年 「物価指数」 八八八 + 1 7 わ 六年度の 「次項の規 と れたときは、 は は (総務省にお 1 $\overline{\bigcirc}$ その ٢, 7 九九〇を乗じて得 $\overline{\bigcirc}$ (平成-という。 均 各年度に は <u>こ</u>の 翌年 九七八 同 定 われた年 \mathcal{O} 九八八 条第 全 当 十六年法 ⅳ該年 頃の とある 直 1 \mathcal{O} 玉 兀 [消費者 おけ 近 7 (当 作成 規定 が 平 を 度 月以 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 当 該 当 律 前 る \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

> とし、 合は、 の給付の 改正 改正後の厚生年金保険法等の規定にかかわらず、 額とする。 前 \mathcal{O} 厚 生年金保険法等の規定はなおその効力を有するも 当該額をこれ

2 略

5

月以降、 改定後 よる率 価指 る法律 にお のは 定が ては 度の改定率 年金法第二十七条に規定する改定率を 率として政令で定める率が一を下回る場合においては、 る改定率を に○・九九○を乗じて得た率として政令で定める率が 百四号) 当該改定後の率) の物価指数を下回るに至った場合においては、 改定が行われたときは、 いては、 数 行われたときは、 「〇・九七八 九八八 (の率) その翌年の \mathcal{O} 「〇・九八八 (以下 (平成十六年法律第百四号) \circ 第 改定が行われたときは、 いう。 (国民年金法等の 九七八 条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定す 当該年度の四月以降、 にその低下 (この項の規定による率の改定が行われたときは、 物価指数」 四 (当該年度の改定率]月以降、 に当該政令で定める率」とする。 \mathcal{O} (総務省において作成する年平均の全国消費者物 (この項の規定による率の改定が行われたときは ↑改定の基準となる率に○・九九○を乗じて得た 当該改定後の した比率」 という。 当該改定後の率) \bigcirc 部を改正する法律 九八 直近の当該改定が行われた年 率 とあるのは \circ 第 八 が平成十五年 いう。 (国民年金法等の 九七八 条の規定による改正後の国民 にその低 (この条の規定による率の改 \mathcal{O} に当該政令で定 (この条の規定による 改定の \bigcirc その翌年の四 下した比 (平成十六年法律第 Ξ 九七八 一を下回る場合 当該年度の 基準となる率 頃の 率 部を改正す 規定に 当 とある 月以降 める率 \mathcal{O} 該年 当該 前 兀 年

付の額の計算に関する経過措置)(昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給)

条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項(以則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付については、第十四第二十八条 平成二十六年度までの各年度における昭和六十年改正法附

正法附則第七十八条第二項(以下この項において「改正後の附則第七」る保険給付については、第十四条の規定による改正後の昭和六十年改第二十八条 昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金た

に 条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定 するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、 前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項 れらの規定はなおその効力を有するものとし、 た額が、 定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により 下この項において 附則第七十八条第二項」という。 かかわらず、 次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正 当該額をこれらの給付の額とする。 「改正後の附則第七十八条第二項」とい)の規定によりなおその効力を有 (次項において 改正 後の附則第七十八 **、**う。 「改正前 計算 \mathcal{O} 規 L

2 (略

過措置の特例)
第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経常七十八条第一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経(平成二十五年度及び平成二十六年度における昭和六十年改正法附則

第二十八条の二 均の 平成十六年法律第百四号) れたときは 行われた年 て」とあるのは (この号の規定による率の改定が行われたときは、 翌年 同条第一 条の規定の適用に 七八 全国消費者物価指数 次条の規定により読み替えられた次項の規 四月以降 (当 一項の 前年 「該年度の改定率 当該改定後の率) 表下欄中 平成 「次条の規定により読み替えられた次項において」 0 一十五年度及び平成二十六年度の各年度における 物価指数を下回るに至つた場合にお ζ, ては、 九八八 $\bar{\bigcirc}$ 以 第 下 九八八 条の規定による改正後の国民年金法第 (国民年金法等 にその低下した比率」 同条第 Ξ 物価指数」 号の規定による率の (総務省にお 項中 とい \mathcal{O} 次項 定 部を改正する法律 う。 直近の当該改定が لح \mathcal{O} いて作成する年平 規定」 とあるのは が 改定が 次項 平. ては、 成 とあるの 十五 にお 行 わ そ 年 11

> 第二項 算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するも \mathcal{O} 有するものとされた法令の規定にかかわらず、 のとし、 の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により れた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条 された法令の規定により 十八条第二項」という。 額とする。 (次項において 改正後の附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を 「改正前の附則第七十八条第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものと 計算した額が、 次項の規定により読み替えら 当該額をこれらの給付 計

2 (略)

新規)

九七八 われ この る改 きは、 翌年の四月以降 政令で定める率」 条の規定による率の改定が行われたときは、 \mathcal{O} が ○を乗じて得た率として政令で定める率が一を下回る場合にお 十七条に規定する改定率を 成十六年法律第百四号) たときは 定による率の改定が行われたときは、 という。 省において作成する年平均の全国消費者物価指数 は、 九○を乗じて得た率として政令で定める率が つた場合においては、 一十七条に規定する改定率をいう。 全国消費者物価指数 を下回る場合においては、 行 基準となる率に○ 一部を改正する法律 た年 九 項の規定による率の改定が行われたときは、 率 当該年度の四月以降 正 われたときは 八八を」 直 後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。 (当該. とあるのは \mathcal{O} 近 当該改定後の率) が平成十五年 前 の当該改定が行われた年の 年) 年度の改定率 とあるのは と 九八八 \mathcal{O} 当該改定後の率) 物価指数を下 「〇・九七八 その翌年の四月以降、 九九〇を乗じて得た率として政令で定め (以 下 $\bar{\bigcirc}$ (平成十六年法律第百四号) 第 (この条の規定による率の改定が行 いう。 〇・九七八 1〇・九七八 一条の規定による改正後の国民年金法第二 (国民年金法等 九八八 当該年度の四月以降、 にその低下した比率」 (この項の規定による率の改定が行われ 「物価指数」という。 回るに至つた場 (当該年度の改定率 \mathcal{O} (総務省において作成する年平均 前年) 改定 当該改定後の に当該政令で定める率」 \mathcal{O} (この号の規定による率の たを」 改 定 \mathcal{O} \mathcal{O} \circ Ł, 基準となる率に○ 当該改定後の率) \mathcal{O} \mathcal{O} 部を改 を下 物価指数を下 基準となる率に○ 合にお 直近の当該改定が 九八八 (以 下 つ・九 率) 第 とあるのは 〇 · 九七八 回る場合にお が平成十五年 正する法 一条の規定によ (国民年金法等 にその低下し 1 (この条の 「物価指数」 7 八 八 口 は われたと に当 る率 るに至 いて 律 \mathcal{O} $\widehat{\mathcal{L}}_{\mathcal{O}}$ (総務 改定 改定 そ 九 伞 該 が 規 九 行 て 九 \mathcal{O}

当該年度の れたときは 四]月以降、 当該改定後の率) \bigcirc 九七八 に当該政令で定める率」 (この項の規定による率の改定が

付 額 和六十年改正法附則第八十七条第 \mathcal{O} 計算に関する経過措置 項に規定する年金たる保険給

第二十九条 た額が、 則第八十七条第 条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定 れらの規定はなおその効力を有するものとし、 するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、 \mathcal{O} 前 条の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項 定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算し 下この項において「改正後の附則第八十七条第三項」という。 附則第八十七条第三項」という。 の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項 かかわらず、 次項の規定により読み替えられた第十四条の規定による改正 平成二十六年度までの各年度における昭 当該額をこれらの給付の額とする。 一項に規定する年金たる保険給付については、)の規定によりなおその効力を有 (次項において 改正後の附則第八十七 和六十年改正法附 「改正前)の規 第十四 以

第八十七条第 成 十五 年度及び平 一項に規定する年金たる保険給付の額の計算に関する経 成 十六年度に お ける昭 和六 年改 Œ. 法 附 則

措置の特例

2

略

前条の規定の適用については、 とあるのは 次条の規定により読み替えられた次項 九条の二 平成! 「次条の規定により読み替えられた次項において」と 十五 年度及び平成一 同条第 一項中 の規 十六年度 「次項の規定」 定 Ł \mathcal{O} 各年度に 次項にお とあるの おける

> 第二十九条 わらず、 第三項 間は、 項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の 算した額に満たない場合は、 の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計 れた第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条 された法令の規定により計算した額が、 正法附則第八十七条第三項 る保険給付については、 十七条第三項」という。)の規定によりなおその効力を有するものと 略 なおその効力を有するものとし、 (次項において「改正前の附則第八十七条第三項」という。 当該額をこれらの給付の額とする。 昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金た 第十四条の規定による改正後の昭和六十年改 (以下この項において「改正後の附則第八 これらの規定は、 改正後の附則第八十七条第 次項の規定により読み替えら 平成二十五年度までの 規定にか

(新規

2

場合ニ を改 テ定 ヲ下 ナル 直近 トキ ノ全国 国消費者物価指数 乗ジテ得タル ニ於テ作成 七条ニ規定スル改定率ヲ謂 ノ号ノ規定 依 加 とあるのは タルトキ 年度 タ 同 ノ国民年金法第二 九八八ヲ」 ノ改定ガ行 六年法律第百四号) ?率二〇 ル ムル ル 率 ガ平成十五年 月以 条第 ル 正する法 ノ当該改定ガ行 ハ当該改定後ノ率) (当該年度ノ改定率 場合ニ 一於テ 年 ノ四月以降 消 率 費者 降 、改定ガ行 前 三依 項 ス ハ当該改定後ノ率) 一於テ 其 、率トシテ政令ヲ以テ定ムル ٤, 九九〇ヲ乗ジテ得タル とあるの 律 ル \bigcirc 物 ハレタルトキ 年 \mathcal{O} $\bar{\bigcirc}$ ブ翌年 年平 ル率 表 価 伞 九 下欄 指 此 (以 下 一十七条 $\overline{\bigcirc}$ 当該年度ノ四月以降、 九七八 均 八八八 物価指数ヲ下ル 成 ハレ 数 ハレタルトキ ノ改定ガ行 八十六年 第 は 中 ノ条ノ規定ニ依ル率 ノ全国消費者物価指数 九七八 (以下 タル ,四月以降, ニ其ノ低下シタル比率」とあるのは 九 $\bar{\bigcirc}$ $\overline{\bigcirc}$ 「物価指数」 此 (国民年金法等 八八八 Z 条 ニ規定スル改定率ヲ謂 ハ当該改定後ノ率) (当該年度ノ改定率 -法律第百四号) 年 ノ規定ニ ノ号ノ規定ニ 九七八ヲ」 ノ 前 二当該政令ヲ以テ定ムル率」 九 ノ改定ノ基準 物 ハレタルトキ (此ノ号ノ規定 (総務省にお 価指 八 ハ当該改定後 、率トシテ政令ヲ以テ定ムル 八 年 \bigcirc ニ至リタ 依 という。 数 (総務省 九八八 率ガ \mathcal{O} ル と 依 物価指数ヲ下ル 改 ノ改定ガ行 1 \bigcirc ĺ 、八直近 第 部を改正する法律 トナル率 1 正 ル 称 一ヲ下ル 以 九七八 場合 て作成な 率 ノ 率) 二依 . . . 三於テ ニ其ノ低下シタル 後 $\overline{\bigcirc}$ (国民年金法等 此 条、 が平成十五年 Z ノ国民 ノ改定ガ 下 ノ規定 ノ条ノ 三於テ ガ平 ル ノ当該改定ガ行 九八八 作成 率 場合ニ於テ する年平 ニ当該政令ヲ以 物 <u>-</u> ハレタル 此 改定 価指 成 年金 ノ改定ガ 規定 行 ノ 条 ニ至リタ ス = + と 九九〇ヲ ノ基準 依 数 其 法 五. ル $\overline{\bigcirc}$ (総務省 率ガ 第二十 トキ レ 年平 均 ル \mathcal{O} = 年 $\widehat{\Xi}$ 伞 依 規 比率 翌 改 行 タ \mathcal{O} 1 • 企 当 均 全 定 部 ル 成 ル 年 正 ル 称

きは 乗じて得た率として政 項の規定による率の改定が行 八八を」 れたときは、 該年度の四月以降、 条に規定する改定率を 六年法律第百四号) 四月以降 **当** \mathcal{O} 該 当該改定後の率 前 とあるのは 年度の 年 |該改定後の率) 改定率 物 九八八 価 第 〇・九七八 指数を下 一〇・九七八を」 いう。 令で定める率が (国民年金法等 条の規定による改正後の国民年金法第二十七 にその低下した比率 (この項の規定による率の改定が行わ 回るに至 われたときは \mathcal{O} に当該政令で定める率」 (この項の規定による率の改定が行 改定の基準となる率に○ とする。 一つた場へ \mathcal{O} を下 部を改一 合にお 口 直 とあるの 近 る場合にお 正 の当該改定が行 する法律 لح は は 律 $\overline{\bigcirc}$ 九九〇を そ 平 れたと は 九七 翌年 われ 成 九 当 わ

||評価率等の改定等の特例

第三十一条 評価率 よる改 条において「受給権者」という。 のに限る。 等」という。 従前額改定率をいう。 七条の規定による改正後の平成十二年改 項及び次条第 に掲げる指数が第二号に掲げる指数以下となる区分(第七条の規定に 以下この条及び次条において同じ。)に属するものに適用される再 その他政令で定める率 正後の厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう (同法第四十三条第一項に規定する再評価率をいう。 厚生年金保険法による年金たる保険給付 その他政令で定める給付の受給権者 の改定又は設定については、 項第一号において同じ。 以下この項及び次条第 (以下この条及び次条において のうち、)又は従前額改定率 正法附品 平成二十六年度までの間 当該年度において第一号 一項第一号において同じ 則第二十一条第二項 (以下この条及び次 (政令で定めるも 「再評. 以下この (第二十 価 \mathcal{O}

(再評価率等の改定等の特例

第三十一条 という。 厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定(これらの 同じ。 三条第一項に規定する再評価率をいう。 法附則第二十一条第二項の従前額改定率をいう。 又は従前額改定率 条において同じ。 \mathcal{O} 指数が第二号に掲げる指数を下回る区分(第七条の規定による改正後 て「受給権者」という。 のに限る。 厚生年金保険法別表各号に掲げる受給権者の区分をいう。)その他政令で定める率 0) 厚生年金保険法による年金たる保険給付 改定又は設定については、 その他政令で定める給付の受給権者 (第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正 に属するものに適用される再評価率 のうち、 (以下この条において「再評価率等」 当該年度において第一号に掲げる 以下この項において同じ。 第七条の規定による改正後の 以下この (以下この条にお (政令で定めるも (同法第四 項におい 以下この 7 +

第四 は、 \mathcal{O} 正 に 条及び次条において同じ。 法附則第二十一条第四項においてその例による場合を含む。 おいて準用し、 十三条の五の規定 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四 又は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改り規定(これらの規定を同法附則第十七条の二第六項 は、 適用しない。 十三条の 以下こ 四 及び

礎として計算した額とする。 生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適 条第二項の規定により計算した額 いものとして改定し、 は るところにより計算した指数 第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項 又は設定した再評価率又は従前 の水準を表すものとして政令で定め (第七条の規定による改正 額改定率を基 用 後 がな の厚 又

二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第 ところにより計算した指 項 規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第 附則第二十七条の二の規定により読み替えられた 附則第二十七条 の規定により計算した額の水準を表すものとして政令で定める

2

この項及び次条第二項において 整率とみなす。 掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属 厚生年金保険法第四 項 するものに適用される再評 一条の四及び第四十三条の五 第二号に掲げる指数を上回り、 受給権者のうち、 当該年度において、 十三条の四第四項第一号に規定する調整率 価率等の改定又は設定に対する同法第四十 の規定の 「調整率」という。 かつ、 適用に 前 第七条の規定による改正後の 項第一号に掲げる指数が同 ついては、)が前項第 当該比率を調 (以 下 号に

> ない。 てその例による場合を含む。 規定を同 規定による改正後の平成十二年改正法附則第二十一 |法附則第十七条の二第六項におい 以下この条において同じ。 て準用 Ļ 条第四 又は第二十七条)は、 回項にお 適用

 \mathcal{O}

礎として計算した額とする。 条第二項の規定により計算した額 生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用がな は第二十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第1 いものとして改定し、 るところにより計算した指数 附則第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力を有² 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第 又は設定した再評価率又は従前額改定率を基 の水準を表すものとして政令で定め (第七条の規定による改) 正 後 の厚 項 又

るものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年改 附則第二十一条第一 して政令で定めるところにより計算した指数 項の規定により計算した額の水準を表すもの 正法

2 する同 この 厚生年金保険法第四十三条の四第四項第一 項 兀 される再評 十三条の 第二号に掲げる指数を上回り、 受給権者のうち、 項において 項 第 五. 価率等の改定又は設定に対する同法第四十三条の四及び第 二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するもの の規定の 「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対 当該年度において、 適用については、 かつ、 当該比率を調整率とみなす。 前項第一号に掲げる指数が 第七条の規定による改 号に規定する調整率 いに適用 近後の 以 同 下

(新規

(平成二十七年度における再評価率等の改定等の特例)

マスは従前額改定率を基礎として計算した指数 率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表際の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した再評価条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した額(第七条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した額(第七条本)、 で表による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定の適用がないものとして改定し、又は設定した額(第七条本)、 本文は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表率又は従前額改定率を基礎として計算した額とする。)の水準を表率といるところにより計算した指数

ものとして政令で定めるところにより計算した指数 とのとして政令で定めるところにより計算した額の水準を表すを有するものとされた第二十七条の規定による改正前の平成十二年を有するものとされた第二十七条の規定により読み替えられてなおその効力 で成二十六年度における附則第二十七条の二の規定により読み替

の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。 数が同項第二号に掲げる指数を上回り、かつ、調整率が同項第一号に 場ける指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属 するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第七条の規 でによる改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の 場が同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属 が同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属

(平成二十一年度から平成二十五年度までの厚生年金保険の基礎年金

(平成二十一年度から平成二十三年度までの厚生年金保険の基礎年金

拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例)

額のほれ 平成二十一 定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との 項に規定する額と前 条の二第 年度における厚生年金保険の管掌者である政 年度にあ により適用 ために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十九条第二項の 会計に繰り入れられる繰入金を活用 度における財政 第三条第一 公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律 額に相当する額を負担する。 七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する 十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための 項の規定により、 を活 当該各年度につい か、 の 二 用 項 ては財 項の規定により、 して、 する同 年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るため 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第 の規定により負担する基礎年金拠出 玉 運営のための公債の発行の特例等に関する法律第三条 条第一 政運営に必要な財 庫 確 保するも 条第六項 は 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から て、 項の規定により 亚 前条第六項の規定により読み替えら 成二十 この場合におい 平成二十二年度にあっては平成二十二年 の規定により読み替えられた第七条の規 \mathcal{O} とし して、 年 源 度か 平 \mathcal{O} 発行する公債の 確保を図るため 成 確保するものとし、 5 て、 十四四 府が国 亚 成 i 金 の 当該額については、 年 度及 民年金法第九 + 施策を実 Ŧī. 発行による収 部に充てるた \mathcal{O} び 年度まで 公債 平. 成 施 平 \mathcal{O} れ 規定 十五 成二 する 一般 た第 十四四 発 \mathcal{O} \mathcal{O} 差 各

拠出金の国庫負担に関する経過措置の特例

第三十二条の二 により 十三年 第一 め 入金を活用して、 度における財政 第三条第 平成二十一 額に相当する額を負担する。 定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する額との 項に規定する額と前条第六項の規定により読み替えられた第七条の 額のほか、 七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項に規定する 条の二第 年度における厚生年金保険の管掌者である政府が国民年金法第九十 ために必要な財源の 会計に繰り入れられる繰入金を活用 公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法 項の規定により、 当該各年度につい 適用、 ・度にあっては東日本大震災からの 項の 行する同 項の規定により、 年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るため 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第 国庫は、 規定により負担する基礎年金拠出金の |運営のための公債の発行の特例等に関する法律第| 条第 確保するものとする。 確保に関する特別措置法第六十九条第二項の 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から て、 項の 平 前条第六項の規定により読み替えられ 成 この場合において、 規定により 平成二十二年 十 年 して、 度か 復興 発行する公債 -度にあっては平 5 確保するものとし、 平 \hat{o} ため 成 当該額につい Ó 士 施策を実 \mathcal{O} 部に充てるた 年度 発行による収 成二十二年 くまでの 平 施 ては た第 規定 成 する 般 規 炖 \mathcal{O} 差

生年 -金保険 \mathcal{O} 基礎年金拠出 金 \mathcal{O} 国 庫 · 負担割 · 合 \mathcal{O} 引 上げ \mathcal{O} ため \mathcal{O}

> 生年金保険 \mathcal{O} 基 礎 年 金拠 出 金 \mathcal{O} 玉 庫 負 担 割 合の 引 \mathcal{O} ため \mathcal{O}

措

置

厚

よる収入金を活用して

確

保するものとする

特例に

関

ける法

律

第

四条第

項

の規

定により

発

行する公債

 \mathcal{O}

発行

置

第三十二条の三 場合において、 国庫の負担とするよう、 算定して得た差額に相当する額を、 の一部に充てるため、 民年金法第九十四条の二第 度を除く。)の各年度における厚生年金保険の管掌者である政 当該特定年度の前年度まで 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である 当該各年度について前条前段の規定の例により 必要な法制上及び財政 一項の規定により負担する基礎年金拠出 必要な税制上の措置を講じた上で 平 成二十五年度以 上の措置を講ずるも 府が国 前 の年 \mathcal{O} 金

(移行農林共済年金の額の計算に関する経過措置)

第五十二条 か 第 れらの規定はなおその効力を有するものとし、 するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、 改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項 した額が、 規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計算 三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第一 項に規定する移行農林共済年金をいう。 第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第四 (以下この項において「改正後の附則第十六条第一項」という。 かわらず、 項の規定によりなおその効力を有するものとさ 附則第十六条第一項」という。 次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による 平成二十 当該額をこれらの給付の額とする。 六年度までの各年度における移行農林共)の規定によりなおその効力を有 以下同じ。 改正後の附則第十六条 (次項において)については、 れた法令の 八済年金 が規定に 改正 \mathcal{O} 項 第

2 (略)

(平成二十五年度及び平成二十六年度における移行農林共済年金の額

第三十二条の三 度を除く。)の各年度における厚生年金保険の管掌者である政 場合において、 とする。 国庫の負担とするよう、 算定して得た差額に相当する額を、 の一部に充てるため、 民年金法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金 当該特定年度の前年度まで 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である 当該各年度について前条前段の規定の例により 必要な法制上及び財政 必要な税制上の措置を講じた上で 平 上の 成二十三年度以 措置を講ずるもの 分府が国 前 \mathcal{O} 年

(移行農林共済年金等の額の計算に関する経過措置)

第五十二条 算した額に満たない場合は、 三年統合法附則第十六条第一項 額とする するものとされた法令の規定にかかわらず、 のとし、 の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により計 条第一項 られた第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六 とされた法令の規定により計算した額が、 第十六条第一項」という。)の規定によりなおその効力を有するも 十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をい 以下同じ。 改正後の附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有 (次項において「改正前の附則第十六条第一項」という。 移行農林共済年金)については、第三十一条の規定による改正後の平 これらの規定はなおその効力を有するも (第三十一条の規定による改正後の平 (以下この項において「改正後の附 次項の規定により読み替え 当該額をこれらの 治付の 成 成 則 \mathcal{O}

2 (略

(新規)

の計算に関する経過措置の特例)

る改一 が行 均の きは、 省に は、 平成十六年法律第百四号) 7 五 は 前 定による率 九○を乗じて得た率として政令で定める率が れ 行われた年 た比率」 $\Xi_{\mathcal{O}}$ 翌年 た場合にお 同 九 たときは ・九八八を」とあるのは「〇・九七八を」 条の規定の適用については、 、 う。 部 当該年度の 七八 全国消費者物価指数 とあるの 次条の規定により読み替えられた次項の規定」 Ē お わ 条第二項の表下欄中 一条の二 号の を改 直 後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。 れたときは、 条に規定する改定率を $\dot{\mathcal{O}}$ 1 とあるのは 、て作成する年平均の全国消費者物価指数 兀 近の当該改定が行われた年の (当該年度の改定率]月以降、 が 平 · の 前 規定による率 正する法 \dot{O} 改定が いては、 当該改定後の率) は 成 四月以降、 年 亚 「次条の規定により 十五年 成 行わ 当該改定後の率) \circ の物価指数を下回るに至つた場合にお 律 「〇・九七八 + その翌年の 伞 九八 れたときは、 \mathcal{O} 五年度及び平 <u>こ</u>の 「〇・九八八 以下 \circ 第 改定が行われたときは、 成 八 十六年法律第 九七八 (国民年金法等の 、 う。 条の 号の規定による率 同条第 にその低下した比率」 (この号の規定による率の 物価指 四月以降、 (当該年度の改定率 規定による改 、読み替えられた次項 前年) 一項中 当該改定 成 \mathcal{O} に当該政令で定める率」 (総務省にお (この号の規定による率 改定 数 十 百四 と とい \mathcal{O} \bigcirc 一を下回る場合におい \mathcal{O} 「次項の規 物価指数を下回るに至 号) 基準となる率に○ 一部を改正する法律 年度の各. 後 九八 う。 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} 以下 「〇・九八八 ラ 率) 改定が行 ٤ 第 直 後の国民年 いて作成する年平 八 とあるの 近 (国民年金法等 にその の当 が 定 年度に 条 に 「物価指数 <u>こ</u>の 改定 平成· 「次 項 行わ いて おい \mathcal{O} 規 とある 該 ラの にお 定によ 低 0 れたと 金法 は は 改 十五 て おけ \mathcal{O} が (総務 改定 行 改 数 定 下 第 لح 規 九 が 年 \mathcal{O} る L わ 11

政令で定める率」とする。 号の規定による率の改定が行われたときは、 を下回る場合にお 基準となる率に○・ 九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が は 当該年度 \mathcal{O} 兀 月以 当該改定後の率) 降、 七八 $\mathcal{E}_{\mathcal{O}}$

移行農林年金 0 額の計算に関する経過措置)

第

亚. V) の項において「改正後の附則第十六条第二項」という。)の規定によ 規定する移行農林年金をいう。以下同じ。)については、第三十一条 カン れらの規定はなおその効力を有するものとし、 するものとされた法令の規定により計算した額に満たない場合は、こ の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第二項 五十三条 十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第十六条第六項に -成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有 、なおその効力を有するものとされた法令の規定により計算した額が かわらず、 二項の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定に 次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正前の 平成二十六年度までの各年度における移行農林年金 当該額をこれらの給付の額とする。 改正後の附則第十六条 (以下こ (第三

2 略

算に関する経過措置の特例) 成 一十五年度及び平成二十六年度における移行農林年金の 額 の計

前条の規定の適用については、 表下欄中 「次条の規定により読み替えられた次項の規 一条の二 -〇· 九八八 平成二十五年度及び平成二 (総務省において作成する年平均の全国消費者 同条第 項中 一十六年度 「次項の規定」 定 Ł 0 各年度に 同条第 とあるの における 項 \mathcal{O}

> 第五十三条 ľ 算した額に満たない場合は、これらの規定はなおその効力を有するも 三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項 年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金をいう。 額とする。 するものとされた法令の規定にかかわらず、 の規定によりなおその効力を有するものとされた法令の規定により 法令の規定により計算した額が、次項の規定により読み替えられた第 第二項」という。)の規定によりなおその効力を有するものとされ 法附則第十六条第二項 とし、)については、第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合 改正後の附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有 移行農林年金(第三十一条の規定による改正後の平成十三 (以下この項において「改正後の附則第十六条 当該額をこれらの給付の 以 下同

2

略

(新規)

物価 降、 兀 とあるのは は た率として政令で定める率が する改定率 年度の改定率 該 による率 1月以降、 改定後 百四 指数 (T) \bigcirc 該 号) 物価指数を下回るに至つた場合においては、 改定後 九八 \mathcal{O} \mathcal{O} 议 率 第 を 改 「〇・九七八を」とする。 いう。 定 下 九七八 (国民年金法等の にその 0 条の規定による改 が $(\Xi_{\mathcal{O}})$ 物価 率 行 わ 項 低 指 \mathcal{O} に当 れたときは、 (この項 改定 数 の規定による率の改定が行われたときは 下 「該政令で定める率」 した比率」 とい \mathcal{O} 一を下回る場合にお の規定による率 基準となる率 部を改正する法律 正 ئ 後の 直 とあるの 近 国民. が \mathcal{O} 当該 ~平成 に 〇 年 -金法第1 کر \mathcal{O} は 改 +いては、 改 定 Ξ. 定が行り 九 \mathbb{C} その翌年 が 年 $\bar{\circ}$ (平成十六年法 九〇を 行わ (この 一十七条に 九 九八八を」 七八 当該年度 わ n れたとき 乗じ 項 \mathcal{O} た 兀 年 0 (当 . 規 て得 月以 規 定 律 該 当 定 \mathcal{O} 前

例 障 害農 林 年 金 等 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 計 算に 関 す る 経 過 措 置

第

第

五十四 額が、 法附則 規定により算定した額に満たない場合は、 前 合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定にかかわらず 第三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十六条第 力を有するものとし、 の平 項に規定する特例遺族農林年金をいう。 項 三十一条の規定による改正後の平成十三年統合法附則第四十五条第)については、 に規定する特例障害農林年金をいう。 成 次項の規定により読み替えられた第三十一条の規定による改正 条 第四十五条第二項及び第四十六条第二項の規定により算定した 十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第二項 平成二十六年度までの各年度における特例障害農林 第三十一条の規定による改正に 第三十一 条の規定による改 これらの規定はなおその効)及び特例遺族農林年金 附則第一 五十五条におい 正 後の平成十三年 一後の平 成 十三年統 年 統 て同 金 \mathcal{O} 合 $\overline{}$

う。 五十四 う。 \mathcal{O} 正 \mathcal{O} 第四十六条第二項の規定により算定した額に満たない 条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第四十五条第1 規定により算定した額が、 後の平成十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四十六条第 十三年統合法附則第四十六条第一項に規定する特例遺族農林年金を 十三年統合法附則第四十五条第一項に規定する特例障害農林年 規定はなおその効力を有するものとし、 規定にかかわらず、 後の 次条において同じ。 亚 及び特例遺族農林年金 条 成 特例 十三年統合法附則第四十五条第二項及び第四 障 .害農林年金(第三十一条の規定による改正後の 当該額をこれらの給付の額とする。 については、 次項の規定により読み替えられた第三十 (第三十一条の規定による改正後の平 第三十一条の規定による改 第三十一条の規定による改 場合は、 -金を 項 三項 父び 平 項 ᇎ 成 成 5 \mathcal{O} 11

2 当該額をこれらの給付の額とする。 (略

額 (平成二十五年度及び平成二十六年度における特例障害農林年金等の の計算に関する経過措置の特例

第五十四条の二 率を の率) 九八八 定率 価指数を下回るに至った場合においては、その翌年の四月以降 前条の規定の適用については、 て政令で定める率が一を下回る場合においては、 以 下 「○・九八八(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数 〇・九七八 第 改定が行われたときは、 「次条の規定により読み替えられた次項の規定」 いう。 (国民年金法等の一部を改正する法律 条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定 にその低下した比率」 (この項の規定による率の改定が行われたときは、 「物価指数」 の改定の基準となる率に○・九九○を乗じて得た率とし (この項の規定による率の改定が行われたときは 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における という。 直近の当該改定が行われた年の前年) とあるのは 同条第 が平成十五年 項中 「〇・九七八 (平成十六年法律第百四号 (この項の規定による率 「次項の規定」 当該年度の四月以降 ٢ 当 同条第一 「該年度の改 当該改定後 とあるの 二項 の 物 当 該 中

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に関

する経過措置

改定後の率)

に当該政令で定める率」とする。

2 • 3 (略) 第五十六条

略

4 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における特別会計

2

(略)

(新規

する経過措置)

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に関

2 3 略

第五十六条

略

4 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度における特別会計

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の|に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の| 下欄に掲げる字句とする。

(表略)

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

(表略)

下欄に掲げる字句とする。

に関する法律の規定の適用については、前項の規定によるほか、次の

厚 生年金保険制 度及び農 林 漁業 (団体職 員共済組 合 制 度の 統合を図るため 0) 農林 漁業団 体 職 員 、共済組合法等を廃 止

(傍線部分は改正部分)

す

る等の法律(平成十三年法律第百一号)(抄)

(第二条関係)

4 第三十一条 2 • げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 除した額を特例退職共済年金の額とする。 る。 退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定によ 年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日において 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、 給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とす 、改定した額とし、 施行日の前日においてその者が受ける権利を有してい 例 附 を乗じて得た額 退職共済年金の支給 (略) 則 改定率 略 改 (次条の規定により設定した率を 旧農林共済法第三十八条第一項の規定により (施行日以後国民年金法による老齢基礎年金 īF. 案 いう。 た退職共済 第一 以下同じ 当該控 号に掲 加 2 4 第三十一条 げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 除した額を特例退職共済年金の額とする。 3 、特例退職共済年金の支給 る。 り改定した額とし、 退職したものとみなして旧農林共済法第三十七条第三項の規定によ 年金の額(移行厚生年金被保険者については施行日の前日におい 前二項の規定により算定した特例退職共済年金の額が、 者物価指数 給年金額が加算されていたときは当該加給年金額を控除した額とす 施行日の前日においてその者が受ける権利を有してい 附 略 に、 則 略 (以 下 九七 現 「物価指数」 旧農林共済法第三十八条第一項の規定により (総務省にお という。 いて作成する年平均の が平成十五年の 行 た退 第 全国 物価指数 職共 当該控 号に掲 |消費 加

算定した額を控除した額

ときは、

として支給される額に相当する額として政令で定めるところにより

以下単に「老齢基礎年金」という。)の支給を受けることとなった

老齢基礎年金の額のうち旧農林共済組合員期間に係るもの

までの

間は、

九七

にその低下した比率を乗じて得た率を基準

その下回る年の翌年四月から翌々

年

三月

を下回る場合においては、

として政令で定める率)

を乗じて得た額

(施行日以後国民年金法に

よる老齢基礎年金

(以下単に

受けることとなったときは、

老齢基礎年金の額のうち旧農林共

(済組

「老齢基礎年金」という。)の支給を

一 (略)

を乗じて額を控除した額とする。 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」 「田農林共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた」

6 (略)

第三 価指数をいう。 とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。 により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準 三項及び第四十三条の三第一 で除して得た率を乗じて得た率に〇・九九二 一十五年度において厚生年金保険法第四十三条の二第一項若しくは第 一十三年の物価指数 項若しくは第四項及び第四十三条の五第 + 条の二 平成 以下この項において同じ。 (総務省において作成する年平均の全国消費者物 五. 一年度に、 項若しくは第三項又は第四十三条の おける改定率 一を乗じて得た率に、 項若しくは第四項 を平成十五年の物価指数 は、 九 七 の規定 に平 四第 ただ 平 成 成

2

平成二十六年度以降の年度における改定率は、

当該率が○・九七一を超える場合には、

九七一とする。

当該年度の前年度に

おける改定率に、

当該年度にお

いて厚生年金保険法第四十三条の

第

項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第

定めるところにより算定した額を控除した額)合員期間に係るものとして支給される額に相当する額として政令で

二 (略)

5

した額とする。 次条第三項において同じ。) を乗じて得た額を控除する年数をいう。次条第三項において同じ。) を乗じて得た額を控除 一切の一場にした。
一切の一場に関係。
一切の一場に関係。
一切の一場に関係。
一切の一場に関係。
一分の四に相当する額に繰上げ
一切の一場に定める額から、その額の百分の四に相当する額に繰上げ
一切の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢と当該退職共済年金
の支給を開始した月の前月の末日におけるその者の年齢と当該退職共済年金を
一世に関係。
一世に関係する。
一世に対している。
一時は本共済法附則第十三条の規定による退職共済年金を受けていた
一は額とする。

6 (略)

(新規

は第四 四十三条の四 率とする。 定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める とする。 項 の規定により同法第四 ただし 第 項若しくは第四項及び第四十三条の五第 当該率が〇・九七 十三条第 一を超える場合には 項に規定する再評 価率を改 項 発しく 九七

第三十二条 (略)

2

分の四に相当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百3 前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、附則第三十一条

- 4 (略)
- 特例退職共済年金の額とする。 第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を5 前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から
- て政令で定めるところにより算定した額を控除した額)林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額としの支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農退職年金の額に、改定率を乗じて得た額(施行日以後老齢基礎年金昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算
- 給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加一 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十

第三十二条 (略)

2 (略)

3

当する額に繰上げ年数を乗じて得た額を控除した額とする。定にかかわらず、同項第一号に定める額から、その額の百分の四に相前項第二号の規定による特例退職共済年金の額は、前条第二項の規

4 (略)

5

- 特例退職共済年金の額とする。第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額を前項の規定による特例退職共済年金の額が、第一号に掲げる額から
- 世界により での間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と での間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と での間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と での間は、○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準と を発を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林 支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農林 支給を受けることとなったときは、老齢基での翌年四月から翌々年三月ま でので定めるところにより算定した額を控除した額)
- 給年金額を控除した額とし、附則第十六条第十三項の規定により準八条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加一 施行日以後における退職共済年金の額(廃止前農林共済法第三十

厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたとき る標準報酬 条の規定の適用がな 適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする 若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定 条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四 は当該改定がないものとして算定した額とし、 金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同 する厚生年金保険法第四 月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の いものとして算定した額とし、 十四条の三の規定の適用があるときは 国民年金法第二十七 当該退 職 民法によ 月額 共済年 \mathcal{O} 同 が

(特例障害共済年金の支給

2~4 (略)

第三十六条

略

除した額を特例障害共済年金の額とする。

「おる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控
「前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲

率を乗じて得た額が加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)に、改定年金の額(旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額一施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済

三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十

る標準 条の 若しくは第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの 条の四若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の は当該改定がないものとして算定した額とし、国民年金法第二十七 厚生年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたとき 用する厚生年金保険法第四十四条の三の規定の適用があるときは同 適用がないものとして政令で定めるところにより算定した額とする 金の受給権者の附則第八条第一項及び第二項の規定により同 規定の 報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の 適用がないものとして算定した額とし、 当該退 職共済年 規定の 月額が 法によ 兀

特例障害共済年金の支給)

第三十六条(略

2~4 (略)

除した額を特例障害共済年金の額とする。

げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控

5 前三項の規定により算定した特例障害共済年金の額が、第一号に掲

九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合においてはが加算されていたときは、当該加給年金額を控除した額)に、○・年金の額(旧農林共済法第四十三条第一項の規定により加給年金額一施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害共済

にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率)、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七一

を乗じて得た額

三条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは当該加二 施行日以後における障害共済年金の額(廃止前農林共済法第四十一

四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用 ŧ くは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第 がないものとして算定した額とし、 険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定 月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保 八条第一 給年金額を控除した額とし、 のとして政令で定めるところにより算定した額とする。 項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準 当該障害共済年金の受給権者の 国民年金法第二十七条の 匝 附 が 岩し 崱 な 報 酬 第

6 · 7 (略

(特例遺族共済年金の支給)

2 (略) 第三十七条 (略

した額を特例遺族共済年金の額とする。 る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げ

定率を乗じて得た額
を密額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額)に、改法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により

八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに一 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第四十

四十三条の がないものとして算定した額とし、 八条第一 ものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 くは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第 険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定 月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保 給年金額を控除した額とし、 項及び第二項の規定により厚生年金保険法による標準 五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用が 当該障害共済年金の受給権者の 国民年金法第二十七条の四若し 附 な 報酬 崱 第

6・7 (略)

、特例遺族共済年金の支給

第三十七条 (安

2

した額を特例遺族共済年金の額とする。
る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除3 前項の規定により算定した特例遺族共済年金の額が、第一号に掲げ

その額が加算されていたときは、当該加算額を控除した額)に、○法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により年金の額(旧農林共済法第四十八条並びに昭和六十年農林共済改正一施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族共済

○を乗じて得た額一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は、その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、○・九七・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合において・九七一(物価指数が平成十五年の物価指数を下回る場合において

八条並びに廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第二十六条並びに二 施行日以後における遺族共済年金の額(廃止前農林共済法第四十

いものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がなときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されている

4~6 (略

(特例退職年金の支給

第三十八条 (略)

2

額を特例退職年金の額とする。 から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した 3 前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額 3

の額に、改定率を乗じて得た額 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた退職年金

則 条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用 ものとして算定した額とし、 みなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第 して政令で定めるところにより算定した額とする。 七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がな 二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三 施行日以後における退職年金の額 第八条第二項 の規定により厚生年金保険法による標準報酬 国民年金法第二十七条の四若しくは第 (当該退職年金の受給権者の附 がな ものと 月額 1 لح

いものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がなときは当該加算額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若第二十七条第一項及び第二項の規定によりその額が加算されている

4~6 (略)

(特例退職年金の支給)

第三十八条 (略)

2 (略)

額を特例退職年金の額とする。から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額前項の規定により算定した特例退職年金の額が、第一号に掲げる額

合においては \mathcal{O} で定める率)を乗じて得た額 の額に、 施行日の前日においてその者が受ける権利を有してい 九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政 〇・九七一 その下回る年の翌年四月から翌々年 (物価指数が平成十五年の物価指数を下回 三月までの た退 職 間は [る場 年 金

一 施行日以後における退職年金の額(当該退職年金の受給権者の附別第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報が厚生年金保険法第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして政令で定めるところにより厚生年金保険法による標準報酬月額として政令で定めるところにより算定した額とする。)

4

5

略

額を特例退職年金の額とする。 から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 前 項の規定により算定した特例退職年金の額 が、 第 当該控除 号に掲げる! した 額

た額 定 \mathcal{O} より加給年金額が加算されていたときは、 額 施行日の前日においてその者が受ける権利を有してい の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第 昭 和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定により 改定率を乗じて得た額 当該加給年金額を控除 一項の規定に た退 っその規 職年 金

兀 準 が 該改定がないものとして算定した額とし、 年 受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標 くは第四十三条の五の規定の適用 れているときは当該加給年金額を控除した額とし、 止 正 金保険法第七十八条の六第一 報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生 施行日以後における退職年金の額 ないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四 前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算さ 法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされ 項の規定により改定されたときは当 があるときはこれらの規定の (廃止前昭和六十年農林共済改 国民年金法第二十七条 当該退職年 適用 岩し た廃 金 \mathcal{O}

> 4 略

5 から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、 額を特例退職年金の額とする。 前 項の 規定により算定した特例退職年金の額が、 第一 当該控除 号に掲げる額 した

場合にお た額) より加給年金額が加算されていたときは、 定の例によることとされた旧農林共済法第三十八条第一項の規定に \mathcal{O} **令で定める率)を乗じて得た額** は 額 施行日の前日においてその者が受ける権利を有してい (昭和六十年農林共済改正法附則第五十条の規定によりその に、 九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政 1 \circ ては、 九七一 その 下回る年の翌年四 (物価指数が平成十五年の物価指数を下回 |月から翌々年| 当該加給年金額を控除 三月までの た退 職年 る 規 間 金

兀 該改定がないものとして算定した額とし、 年金保険法第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当 準報酬月額とみなされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生 受給権者の附則第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標 れているときは当該加給年金額を控除した額とし、 止前農林共済法第三十八条第一項の規定により加給年金額が加算 正法附則第五十条の規定によりその規定の例によることとされ が くは第四十三条の ない |若しくは第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四 施行日以後における退職年金の額 ものとして政令で定めるところにより算定した額とする。 五の規定の 適用があるときはこれらの規定の適用 (廃止前昭和六十年農林共済改 国民年金法第二十七条の 当該退 職年 金 た廃 \mathcal{O}

(特例 減 額退 職年金の支給

額 退職年金の支給

例減

6

10

第三十九条 (略

2

した額を特例減額退職年金の額とする。 る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除3 前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げ

年金の額に、改定率を乗じて得た額 一 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減額退職

一 施行日以後における減額退職年金の額(当該減額退職年金の受給一 施行日以後における減額退職年金の額(当該減額退職年金の受給 いものとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

4~7 (略)

(特例障害年金の支給)

第四十一条 (略)

2·3 (略)

た額を特例障害年金の額とする。額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除し4前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる

第三十九条 (略

2 (略)

3

した額を特例減額退職年金の額とする。
る額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除前項の規定により算定した特例減額退職年金の額が、第一号に掲げ

間は、 年金の額に、 政令で定める率) る場合にお 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた減 ○・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として V ては、 \bigcirc 九七 を乗じて得た額 その 下回る年の (物価指数が平成十五年の物価指数を下回 翌年四月から翌々年三 一月までの 額退 職

4~7 (略

第四十一条 (略)

特例障害年金の支給

2 · 3 (略)

た額を特例障害年金の額とする。額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除し4前二項の規定により算定した特例障害年金の額が、第一号に掲げる

の額に、改定率を乗じて得た額 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた障害年金

条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がない ものとして算定した額とし、 則 七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がな して政令で定めるところにより算定した額とする。 二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四 、なされた旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第 施行日以後における障害年金の額 第八条第二項の規定により厚生年金保険法による標準報酬 国民年金法第二十七条の四若しくは第 (当該障害年金の受給権 月額と ŧ 者 十三 あと の附

5~8 (略

(特例遺族年金の支給)

2 ~ 6 (略) 第四十二条 (略

、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第

に、改定率を乗じて得た額りその額が加算されていたときは、当該加算する額を控除した額)の額(昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項の規定によー 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年金

合においては、 \mathcal{O} で定める率) 額に、 〇・九七 施行日の 前 一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政 を乗じて得た額 九 日においてその者が受ける権利を有していた障害年 その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの 七 (物価指数が平 成十五年の物価指数を下 口 間は [る場 金 令

一 施行日以後における障害年金の額(当該障害年金の受給権者の附別が入条第二項の規定により厚生年金保険法第二十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三年のとして算定した額とし、国民年金法第二十七条の四若しくは第七十八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がない上十七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないをいるとして政令で定めるところにより算定した額とする。)

5~8 (略)

(特例遺族年金の支給

2~6 (略)

第四十二条

略

、当該控除した額を特例遺族年金の額とする。 一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは7 第二項から前項までの規定により算定した特例遺族年金の額が、第

ŋ おいては \mathcal{O} その 額 施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた遺族年 (昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一 額が加算されていたときは、 九 その下回る年の翌年四月から翌々年三月までの間は、 七 (物価指数が平成十五年の物価指数を下回 当該加算する額を控除した額 項の規定によ [る場合に 金

ないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。) きは当該加算する額を控除した額とし、国民年金法第二十七条の四若しく正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていると二 施行日以後における遺族年金の額(廃止前昭和六十年農林共済改二

8~10(略)

(特例老齢農林年金の支給)

第四十四条 (略)

2 5 7

略

を特例老齢農林年金の額とする。
ら第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額か

て政令で定めるところにより算定した額を控除した額)林共済組合員期間に係るものとして支給される額に相当する額としの支給を受けることとなったときは、老齢基礎年金の額のうち旧農退職年金の額に、改定率を乗じて得た額(施行日以後老齢基礎年金一昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算

る老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金一 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法によ

める率)を乗じて得た額・九七一にその低下した比率を乗じて得た率を基準として政令で定

ないものとして政令で定めるところにより算定した額とする。) は第四十三条の五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用が は第四十三条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しく 正法附則第四十一条第一項の規定によりその額が加算されていると 施行日以後における遺族年金の額 (廃止前昭和六十年農林共済改二 施行日以後における遺族年金の額 (廃止前昭和六十年農林共済改

8~10 (略)

第四十四条 (略)

(特例老齢農林年金の支給)

2~7 (略)

を特例老齢農林年金の額とする。
ら第二号に掲げる額を控除した額より少ないときは、当該控除した額8 第六項の規定による特例老齢農林年金の額が、第一号に掲げる額か

世界ので定めるところにより算定した額を控除した額) 一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算 一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算 一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算 一 昭和六十一年三月三十一日において受ける権利を有していた通算

る老齢厚生年金の額(同法第四十四条第一項の規定により加給年金 | 旧農林共済組合員期間を基礎として算定した厚生年金保険法によ |

9

(略

五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとし として算定した額とし、 された旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七 八条第一 ŧ 第四十四条の三の規定の適用があるときは 政令で定めるところにより算定した額とする。 七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条 八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がない のとして算定した額とし、 が加算されているときは当該加給年金額を控除 項及び第二項の規定により同法による標準報酬 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十 当該老齢厚生年金の受給権者の 同 条の規定 した額とし、 定 \mathcal{O} 適用 月額とみ 附則 が Ł な 同 + な 法 \mathcal{O} \mathcal{O} 第 11

9

略

八条第 政令で定めるところにより算定した額とする。) 五の規定の適用があるときはこれらの規定の適用がないものとして 七条の五又は厚生年金保険法第四十三条の四若しくは第四十三条の として算定した額とし、 八条の六第一項の規定により改定されたときは当該改定がないもの された旧農林共済法による標準給与の月額が厚生年金保険法第七十 ものとして算定した額とし、当該老齢厚生年金の受給権者の 第四十四条の三の規定の適用があるときは同条の規定の 額が加算されているときは当該加給年金額を控除した額とし、 項及び第二項の規定により同法による標準報酬月額とみな 国民年金法第二十七条の四若しくは第二十 適用が) 附則第 同 な 法

 \equiv 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

(第三条関係)

(平成十六年法律第百三十号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

2 (略)	ず、当該金額を法による年金である給付の金額とする。	おその効力を有するものとし、改正後の国共済法等の規定にかかわら	より算定した金額に満たないときは、改正前の国共済法等の規定はな	む。以下この項において「改正前の国共済法等の規定」という。)に	規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含	の法を含む。)又は第九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の	十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前	第一条の規定による改正前の法(第十七条の規定による改正前の平成	という。)により算定した金額が、次項の規定により読み替えられた	よる場合を含む。以下この項において「改正後の国共済法等の規定」	十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用し、又はその例に	による改正後の法を含む。)又は第九条の規定による改正後の昭和六	十二年改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定	改正後の国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(以下「平成	については、第一条の規定による改正後の法(第十七条の規定による	第四条 平成二十六年度までの各年度における法による年金である給付	(法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)	附則	改 正 案
2 (略)	付の金額とする。	の国共済法等の規定にかかわらず、当該金額を法による年金である給	改正前の国共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、改正後	共済法等の規定」という。)により算定した金額に満たないときは、	し、又はその例による場合を含む。以下この項において「改正前の国	る改正前の昭和六十年改正法の規定(他の法令において引用し、準用	れた第一条の規定による改正前の法を含む。)又は第九条の規定によ	七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替えら	項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法(第十	「改正後の国共済法等の規定」という。)により算定した金額が、次	引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において	条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定(他の法令において	り読み替えられた第一条の規定による改正後の法を含む。) 又は第九	部を改正する法律(以下「平成十二年改正法」という。)の規定によ	後の法(第十七条の規定による改正後の国家公務員共済組合法等の一	第四条 法による年金である給付については、第一条の規定による改正	(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)	附則	

付の額の算定に関する経過措置の特例)(平成二十五年度及び平成二十六年度における法による年金である給)

第四条の二 金法等 るに 九八八 る率」 次条の 低下した比率」 号の規定による率の改定が行われたときは、 よる率の 場合においては、 国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。 あ 該 成 る率が一を下回る場合においては 定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう。 れたときは、 る率に〇 正する法律 お が規定の 改定 欧定が るのは れいては、 いては、 |欄中 改定が行われたときは、 + 至つた場合にお Ŧī. と 規定により読み替えられた次項の の基準となる率に○ 年 \mathcal{O} (物価指数が平成十五年 (この号の規定による率の改定が行 「〇・九八八 の適用に 改定が行われたときは、 行わ 「〇・九七八 (この 平成 部を改正する法 九九〇を乗じて得た率として政令で定める率が その翌年の四月以後、 (平成十六年法律第百四号) $\overline{\bigcirc}$ れた年 直近の当該改定が行われた年の とあるのは 項の規定による率の改定が行われたときは うい 二十五年度及び平成二十六年度の各年度におけ 当該年度の四月以後、 九八八を」 ては いて の前 (第七十二条の二第一項に規定する物価指数が平 (当該年度の改定率 は 年 同条第 当該改定後の率) 律 「〇・九七八 とあるのは その翌年 の当該物価指数を下 九九〇を乗じて得た率として政令で定め (平成十六年法律第百四号) ○・九八八 当該改定後の率) 項中 当該年度の四月以後 \mathcal{O} の四月以ば 第 規定」 〇 · 九七八 $\bar{\bigcirc}$ (当該年度の改定率 「次項の 一条の規定による改正後 (国民年金法等 当該改定後の率 前 にその低下した比率」 (この項の規定による率 九七八を」 後 年 と)規定_ 回るに至 同条第一 の物価指数を下回 に当該政令で定 \mathcal{O} \bigcirc (この項の 改定の基準とな 九 とあるの ٢, 〇・九七八 八 第 \mathcal{O} 0 二項 を下回 直近 八 た場合に (国民年 規定に 条 にそ 部 る前 \mathcal{O} \subseteq $\overline{\bigcirc}$ を改 の当 表第 \mathcal{O} は 規 \mathcal{O} \mathcal{O} \Diamond る \mathcal{O} لح 条

に当該政令で定める率」とする。
(この号の規定による率の改定が行われたときは、当該改定後の率)

(旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)

第五条 準用 場合を含む。 改正法の規定にかかわらず、 」という。 改正法の規定 改正法又は平成十二年改正法第三条の規定による改正 \mathcal{O} \mathcal{O} による改正後の昭和六十年改正法の規定 一条第六号に規定する旧共済法による年金については、 規定により読み替えられた第九条の規定による改正前の昭和六十年 昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額が、 年改正法の規定はなお効力を有するものとし、 年金の金額とする。 又はその例による場合を含む。 成 一十六年度までの各年度における昭 により算定した金額に満たないときは、 以下この項において「改正前の昭和六十年改正法の規定 (他の法令において引用し、 当該金額を同号に規定する旧共済法によ 以下この項にお (他の法令において引用) 準用し、 和六 改正 又はその例による + 改正前 一後の昭 年改 前 第九条の規定 の昭 いて 正 和六十年 の昭 和 法 「改正後 六十年 附則第 たし、 和六 次項 第五

2 (略)

ある給付の額の算定に関する経過措置の特例) (平成二十五年度及び平成二十六年度における旧共済法による年金で) (

第五条の二 次条の規定により読み替えられた次項の規定」 |欄中 改定が行われたときは 定 \mathcal{O} $\overline{\bigcirc}$ 適 平 用 成 九 に 一十五年度及び平成二十六年度の各年度における前 1 7 物価 は 同条第 直近の当該改定が行われた年の前年) 指数が平成 項中 十五年 「次項の規 (この 項 同条第 定 の規定による率 とある 二項の 表第 は 条

> を同号に規定する旧共済法による年金の金額とする。 規定による改正前の昭和六十年改正法の規定 規定による改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の 定 年金については、 ものとし、 たないときは、 正前の昭和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額に満)により算定した金額が、 以下この項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。 条 (他の法令において引用し、 準用し、又はその例による場合を含む。 昭 和六 改正後の昭和六十年改正法の規定にかかわらず、 + 改正前の 年 第九条の規定による改正後の昭和六十年改正法の 改 正 の昭和六十年改正法の規定はなお効力を有する 法 附則第二条第六号に規定する旧共済法による 次項の規定により読み替えられた第九条の 準用し、 又はその例による場合を含む 以下この項において (他の法令におい 当該金額 、て引用 規

2 (略

(新規)

率を 定率 の 率) 改定後の率) て政令で定める率が 指数を下回るに至つた場合にお いう。 (国民年金法等 条の 九 にその低下した比率」 $\mathcal{L}_{\mathcal{O}}$ 九七八を」 七八 規定による改正 \mathcal{O} に当該政令で定める率」 項 Ξ ↑改定の基準となる率に○・九九○を乗じて得た率とし \mathcal{O} 規定による率の とする。 項 \mathcal{O} を下回る場合におい \mathcal{O} 規定に 部を改正する法律 後の国民年金法第二 とあるのは よる率の 改定が V ては と 改定が 行わ 「〇・九七八 ては、 その (平成十六年法律第 〇・九八八を」とある れたときは 翌年 一十七条に規定する改定 行わ 当該年度 \mathcal{O} れ 匹 たとき (当該年度 月以 0 当 該 後 兀 は 月以 首四 改 の改 当 定 \bigcirc 後 該 後

冉評価率等の改定等の特例)

第七条 他政令で定める率 規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第二項の従前 び次条第一項第一号において同じ。 改正後の法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。 号に掲げる指数以下となる区分 政令で定める給付の受給権者 定率をいう。 て同じ。)に属するものに適用される再評価率 第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。 者」という。 (第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十二条第四 規定による改 の改定又は設定については、 法による年金である給付)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二 以下この項及び次条第 正後の法第七十二条の五及び第七十二条の六の (以下この条及び次条におい (以下この条及び次条において (第一条の規定による改正後の法別 (政令で定めるものに限る。 平成二十六年度までの間は、 項第 又は従前額改定率 以下この条及び次条にお 一号において同じ。 7 (第一条の規定による 「再評 以下この 価率等」 (第十七 「受給権 その その 項及 規定 とい 第一 額改 条の 表 他

(再評価率等の改定等の特例

第七条 条の 掲げる受給権者の区分をいう。 う。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲 成 の改定又は設定については、 \mathcal{O} 十二条第二項の従前額改定率をいう。以下この項において同じ。)そ 前額改定率 の二に規定する再評価率をいう。 ものに適用される再評価率 る指数を下回る区分 政令で定める給付の受給権者 他政令で定める率 以下この条において同じ。 五及び第七十二条の六の規定 |年改正法附則第十二条第四 法による年金である給付 (第十七条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第 (第一条の規定による改正後の法別表第二各号に (以下この条において「再評価率等」という。 (同条の規定による改正後の法第七十二条) は、 第一条の規定による改正後の法第七十二 (以下この条におい 以下この条において同じ。 (政令で定めるものに限る。 以下この項において同じ。 |項においてその (第十七条の規定による改正後の平 適用しない。 例による場合を含む て「受給権者」)又は従 に属する その げ 他

項においてその例による場合を含む。) は、 適用しない。 以下この条及び次条におい て同

政令で定めるところにより計算した指数 よる改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして 前 よりなおその効力を有するものとされた第十七条の規定による改正 一の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定に 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定に

2

項

2 項第二号に掲げる指数を上回り、 用される再評価率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第 対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適 条第二項において「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に 法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率 七十二条の六の規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。 受給権者のうち、当該年度において、前項第一号に掲げる指数が同 かつ、第一条の規定による改正後の (以下この項及び次

成二十七 年度における再評 :価率等 の改定等 の特例

第七条の二 の法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定は、 る再評 る指数が第一 条第 項又は第十七条の規定による改正後の平成 項及び第二項並びに附則第十二条の四の二第二項第1 平成二十七年度における第 価率等の改定又は設定については、 項及び第二項 平成二十七年度において、 一号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用され 第八十二条第 一条の規定による改正後の法第七十七 受給権者のうち、 項及び第二項 第 十二年改 条の規定による改正 適用しない。 正法附則第十二 第 第八十九条第 一号及び第三 号に掲げ

条第二項の規定により算定した金額

(第一条の規定による改正後の

略

られた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額 七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替え 水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十

規定の適用については、当該比率を調整率とみなす。 率等の改定又は設定に対する法第七十二条の五及び第七十二条の六の 号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評 法第七十二条の五第四項第一号に規定する調整率 て「調整率」という。)が前項第一号に掲げる指数に対する同項 (第二号に掲げる指数を上回り、 受給権者のうち、当該年度において、 かつ、 前項第一号に掲げる指数が 第一条の規定による改正後の (以下この項にお 第 同

(新規

により計算した指数定した金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところでした金額とする。)の水準を表すものとして政令で定めるところで改定し、又は設定した再評価率又は従前額改定率を基礎として算法第七十二条の五及び第七十二条の六の規定の適用がないものとし

2 条の五及び第七 掲げる指数に対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属 するものに適用される再評 が 受給権者のうち、 の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数 えられた第一 れた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第 十七条の規定による改正前 同 -成二十六年度における附則第四 項第二号に掲げる指数を上回り 条の規定による改正前 一条の六の規定の適用については 平成二十七年度において、 価率等の改定又は設定に対する法第七十二 の平成十二 |条の二の規定により の法の規定により算定した金 一年改正法の規定により カコ , つ、 前項第 調整率が 当該比率を調整 号に掲げる指 同 う読み 項 第 読み替 い替えら 号に 額

(平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金の負担に

率とみなす

関する経過措置の特例)

第八条の二 金拠出 立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法 定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号 いて国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎 険管理機構は、 において同じ。 の三第四 金の一 |項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 国又は独立行政法人造幣局、 部に充てるため、 平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度にお)に定める額のほか、 当該各年度について、 政令で定めるところにより、 独立行政法人国立印刷局、 人郵便貯 (法附則第二十条 前条第六項の規 金 以下この 簡易生命保 法 条 年 独

関する経過措置の特例)(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に

第八条の二 において同じ。 立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人郵便貯金 定により読み替えられた法第九十九条第三項第二号 金拠出金の一 いて国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付される基礎年 険管理機構は、 の三第四 「項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 国又は独立行政法人造幣局、 部に充てるため、)に定める額のほか、 平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度にお 当該各年度について、 政令で定めるところにより、 独立行政法人国立印 (法附則第二十条 前条第六項の規 以下この 簡易生命保 品局、 法 独

財源 二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実 関する法律 般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、 条第一項の規定により、 図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れ により発行する公債 百十七号) るために必要な財源の確保に関する特別措置法 を負担する。 えられた法第九十九条第三項第二号に定める額との 第九十九条第三項第二号に定める額と前 公債の発行の特例等に関する法律 巫 いては、 亚 -成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営の \mathcal{O} 成 確保を図るため 第 百 一十四年度及び平成二十五年度にあ 第六十九条第二項の規定により適用する同条第 平成二十 (平成二十一年法律第十七号) 号) この場合において、 第四 一年度にあっては財政運営に必要な財源の の発行による収入金を活用 条第 \mathcal{O} 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から 公債の発行の特例に関する法律 項 \mathcal{O} 当該額のうち国の負担に係 規定により (平成二十二年法律第七号) 条第六項の規定により 第三条第一項の規定により 確保するものとし、 発行する公債 っては財政運営に必要な して、 (平成二十三年法律第 差額 確保するも に相 宷 \mathcal{O} 発行によ 当する質 項の規定 成 の特 るも 確保を 読 平成 ため 施 <u>あ</u> と 第三 例に のに 4 兀 す 額

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

る収入金を活用

7

確保するものとする

第八条の三 除く。 ょ は独立行政法人造幣局 1 て前条前段 1) 納 付される基礎年金拠出 \mathcal{O} 各年度にお 当該特定年度の前年度まで 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である場合 の規定の例により算定 1 ,て国民年金法第九十四条の二第二項 独立行政法人国立印刷局、 金の一部に充てるため、 して得た差額 (平成二十五年度以前 に相当する額 独立行政法人国立 当該各年度に の規 の年 を国又 度 定 に を 0

> する。 二十三年度にあっては東日本大震災からの復興のための施策を実 関する法律 図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れ えら るために必要な財源の確保に関する特別措置法 般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、 条第一項の規定により、 の公債の発行の特例等に関する法律 を負担する。この場合において、 第九十九条第三項 により発行する公債の発行による収入金を活用して、 百十七号) ついては、 平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政 れた法第九十九条第三項 第六十九条第 平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の (平成二十一年法律第十七号)第三条第一項の規定に (第二号に定める額と前条第六項の規定により 財政投融資特別会計財政融資資金勘定から 一項の規定により 第一 一号に定める額との差額に相当す 当該額のうち国の負担に係るも (平成二十二年法律第七号) 適用 確保するものとし、 する同 (平成二十三年法律第 条第 確保するもの 4運営の 項 \mathcal{O} 確保 \hat{o} 特 読 平成 により る額 規定 例に 第三 ため 施 のに 4 を

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 より納 除く。 は独立行政法人造幣局、 1 12 おい て前 条前 付される基礎年金拠出 て 0 当該 段 各年度におい 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合 \mathcal{O} 規定の例により算定して得た差額に相当する額 特定年度の前 独立行政法人国立印刷局、 て国民年金法第九十四条の一 金の一部に充てるため、 年度まで (平成二十三年度以前 独立行政法人国立 第 当該各年度に 二項 の規定に の年度を を国又

ľ を講じた上で国 担とするように、 病院機構若しくは独立行政法 これらの独立行政法人の負担に係るものについ の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置 玉 の負担に係るものについ 人郵便貯 金 簡易生命保険管理機 ては 必 ては必要な法制上 要な税制 上 構 \mathcal{O} 措置 を講 \mathcal{O} 負

給付 法等の規定はなおその効力を有するものとし、 」という。 による場合を含む。 という。 法 六十年改正法の規定 第一条の規定による改正前 よる場合を含む。 が支給する平成八年改正法附則第三十三条第一 保険法等の一 (存続組 条の規定による改正後の法又は第九条の規定による改正後の昭 年改正法の規定 」という。 五条 (以下この項において)により算定した金額が、 合が支給する特例年金給付の 平 成 により算定した金額に満たないときは、 部を改正する法律 附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。 以下この項において「改正後の国共済法等の (他の法令におい 以下この項において「改正前の国共済法等の 六年度まで (他の法令において引用 の法又は第九条の規定による改正前 「特例年金給付」という。 の各年度における存 (以下この項において「平成八年改正 次項の規定により読み替えられた て引用し、 Ļ 準用し、 項に規定する特例年金 準用し、 続) につい 改正 組合 又はその 又はその例 前 (厚生年金 \mathcal{O} 規 国 の昭 て、 規定 |共済 例 和六 定 第 \mathcal{O} 和

置を講ずるものとする。 当該金額を特例年金給付の 額 の算定に関 改正 金額とする。 する経過措 後の国共 八済法等 置 第二十五条 Ľ たない 三条第一 0) のとし、 て引用し、 引用し、 金給付の て「改正前の 措 置を講ずるものとする。

例年金給付の額の算定に関する経過措置の特例 成 十五五 年度及び平成 一十六年度における存続組 合が支給 する特 2

規

定にかかわらず、

を講じた上で国の負担とするよう必要な法制上及び財政上の措置 担とするように、 病院機構若しくは独立行政法 これらの独立行政法人の負担に係るものについては必要な法 国の負担に係るものについ i 人郵便貯金・簡易生命保険管理 ては必要な税制 機 構 \mathcal{O} を 措 \mathcal{O} 講 置 上 負

項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法又は第 この項において「平成八年改正法」という。) 附則第三十二条第 九条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定 条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定 に規定する存続組合をいう。 給付」という。 「改正後の国共済法等の規定」という。)により算定した金額が (存続組合が支給する特例年金給付の額の算定に関する経過措 ときは、 金額 改正 項に規定する特例年金給付 準用し、 準用し、 存続組合 国共済法等の規定」という。 後の とする)について、 改 国共済法等の規定にかかわらず、 又はその例による場合を含む。 正 又はその例による場合を含む。 前 (厚生年金保険法等の一 の国共済法等の規定はなおその効力を有するも)が支給する平成八年改正法附則第三十 第一条の規定による改正後の法又は第 (以下この項におい)により算定した金額に満 部を改正する法律 以下この (他の法令にお 当該金額を特例年 以下この (他 の · 頃にお 法令にお 「特例年 項にお 置 以 二項 九 次 7 7 金 下

2

第 その この る率 合に 表第四 が 民年金法等 回る場合にお 後 前 定める率が \bigcirc 定める率」 定による率 となる率に○・九九○を乗じて得た率として政令で定める率が を改正する法律 は 規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率を とあるのは 当該改定が行われた年の前年) 平 条の $\overline{+}$ 回るに至つた場合においては、 わ \mathcal{O} 成)号の規定による率の改定が行われたときは、 「次条の規定により読み替えられた次項の規 低 九八八 国 に当該政令で定める率」とする。 \mathcal{O} れたときは、 $\dot{\mathcal{O}}$ お 五条の二 (この号の規定による率の 改定が 欄中 改定 民 いては、 八十五年 規定 下 |年金法第二十七条に規定する改定率を した比率」 ۲ \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 一を下回る場合においては、 $\bar{\circ}$ (物価指数が平成十五年 改定が 基準となる率に○・九九○を乗じて得た率とし いては、 行わ 適 $\Xi_{\mathcal{O}}$ 「〇・九七八 部を改正する法律 その翌年 平 用 「〇・九八八を」とあるのは (平成十六年法律第百四号) 成 九 直 れたときは、 に とあるのは 項 八 近 行われたときは、 0 八 | 当該年度の いて \mathcal{O} の当該改定が 規定による率の \mathcal{O} Ŧī. (第七十) 匝 は 年度及び平成二 (当該年度の改定率]月以後、 改定が 当該改定 同 $\bar{\bigcirc}$ その翌年の四月以後、 四月以後、 の当該物価指数を下回るに至 条第 一条の二 (平成十六年法律第百四号) 行われた年 (この号の規定による率の改定 九七八 当該改定: \circ 行われたときは 改定が 当該年度の四月以後 項 後 第 中 九八 一十六年度の \mathcal{O} 率) \circ 第 「〇・九七八を」 (当該) 八 次項 後の率) いう。 項に規定する物価指 定 \mathcal{O} 行われたときは 九七八 (国民年金法等 条の 当該改定後の にその 前 $\widehat{z}_{\mathcal{O}}$ と 年度 年 \mathcal{O} 規定による改 各年度に 規 \circ 同 当該改定後 の改 に当 低 項 定 \mathcal{O} \mathcal{O} $\widehat{\Xi}_{\mathcal{O}}$ 物価指 改定 の規定によ 条第 下 九八 定率 とあ て政 該 した比 第 一つた場 率 政 項 おけ \mathcal{O} \mathcal{O} 二項 以令で を下 令で 八 基準 直 数 \mathcal{O} る **国** う 条 を 規 正 部 率 数 る \mathcal{O} が 近 \mathcal{O} \mathcal{O}

_	51 -	

(第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する (平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金に対する (平成二十一年度から平成二十五年度までの各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項の規定により、財政投入を活用して、確保するものとし、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、東成二十二年度にあっては平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、財政投入がいる計財政融資資金勘定から一般会計に繰り入れられる繰入金を活用して、確保するものとし、平成二十三年とは第5百十七号)第六十九条第二項の財政方式を対して、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では、中国では	改正案
(平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金に対する (平成二十一年度から平成二十三年度にあっては東日本大 度により納付する基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該 各年度について、前条第六項の規定により読み替えて適用する新共 済法第三十五条第一項に規定する金額のほか、新共済法第三十五条第一項に規定する金額との差額に相当する金額を補助する。この場合において、当該金額については、平成二十一年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政力を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては平度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、新共済法第三十五条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平 次二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平 次二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律(平成二十二年法律第七号)第三条第一項の規定により、平成二十二年度にあっては平 を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものとし、平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものに必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年度にあっては東日本大を活用して、確保するものに対しては、対しては、対しては、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	現

発行の特例に関する法律 る収入金を活用して、 規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行によ ものとする 十五年度にあっては財政運営に必要な財源の確保を図るための公債 規定により発行する公債の発行による収入金を活用して、 確保するものとし、 (平成) 一十四年法律第 平 成二 百 一十四年度及び平 号) 第四 確保する 条第 成二 項 \mathcal{O}

第二条の三 国は、 算定して得た差額に相当する金額を、 民年金法第九十四条の二第二項の規定により納付する基礎年金拠出金 年度を除く。 る場合において、 で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。 (基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措) 一部に充てるため、)の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国 当該特定年度の前年度まで 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度であ 当該各年度について前条前段の規定の例により 必要な税制上の措置を講じた上 (平成二十五年度以前 置 \mathcal{O}

> る収入金を活用して、確保するものとする。 規定により適用する同条第一項の規定により発行する公債の発行によ

算定して得た差額に相当する金額を、必要な税制上の措置を講じた上の一部に充てるため、当該各年度について前条前段の規定の例により年度を除く。)の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国年度を除く。)の各年度における日本私立学校振興・共済事業団が国第二条の三 国は、特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度であ第二条を (基礎年金拠出金に対する国の補助の割合の引上げのための措置)

で補助するよう、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

五. 地 方公務員等共済組 合法等の一 部を改正する法律 (平成十六年法律第百三十二号)

(第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

抄

改	
正	
案	
現	
行	

附則

(法による年金である給付の額等に関する経過措置)

第三条 いては、 又は通算遺族年金 定する退職年金、 百八号。 地方公務員等共済組合法等の 平成十六年九月以前の月分の法による年金である給付の額及び 以下「昭和六十年改正法」という。) 附則第二条第七号に規 なお従前の例による。 減額退職年金 (以 下 「旧共済法による年金」という。 部を改正する法律 通算退職年金、 障害年金、 (昭和六十年法律第)の額につ 遺族年金

2 (略

(法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)

第四条 項の規定により読み替えられた第一条の規定による改正前の法 引用し、 条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定 り読み替えられた第 年法律第二十二号。 改正後の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律 については、 「改正後の地共済法等の規定」という。 平成一 準用 一十六年度までの各年度における法による年金である給付 第一条の規定による改正後の法 又はその例による場合を含む。 以下「平成十二年改正法」という。)の規定によ 条の規定による改正後の法を含む。 により算定した金額が、 (第十三条の規定による 以下この項において (他の法令において)又は第八 (平成十二 (第十 次

附則

、法による年金である給付の額等に関する経過措置

2 (略

(法による年金である給付等の額の算定に関する経過措置)

第四条 後の法 \mathcal{O} 改正後の法を含む。 改正法」という。)の規定により読み替えられた第一条の規定による 合を含む。 正法の規定 規定による改正前の法 部を改正する法律(平成十二年法律第二十二号。 により算定した金額が、 法による年金である給付については、 (第十三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法等の 以下この項において「改正後の地共済法等の規定」という (他の法令において引用し、)又は第八条の規定による改正後の昭和六十年改 (第十三条の規定による改正前の平成十二年 次項の! 規定により読み替えられた第 準用し、 第 条の規定による改正 又はその例による場 以下「平成十二年

改正前 共済 れた第 付 \mathcal{O} る改正前 三条の規定による改 の金額とする。 地 又はその例による場合を含む。 共済法等の規 法等の規定」 の地共済法等の規定はなおその効力を有するものとし、 の昭 条の規定による改正 和六十年改正法の規定 という。 定に 正 かかわらず、 前 の平成十二年改正法の規定により読み替えら)により算定した金額に満たないときは、 前 の法を含む。 当該金額を法による年金である給 以下この項において (他の法令において引用し、)又は第八条の規定によ 「改正前の地 改正後 準用

2 略

0 額の算定に関する経過措置の特例 成 五. 年 度及 U 平 成 十六年度に お け る法による年金 である給 (新規)

第四 場合にお あるのは 次条の規定により読み替えられた次項の規定」 正する法律 該改定が行われた年の前年) よる率の改定が行われたときは る率に○・九九○を乗じて得た率として政令で定める率が 欄中 改定が いては、 規 条 *の* 年金法第三 Ŧī. 定 年 \mathcal{O} $\overline{\bigcirc}$ いては、 行われたときは 適 一〇・九七八 Ξ 平成 その翌年 用 (平成十六年法律第百四号) 九八八 に 項 一十五年度及び平成二 \mathcal{O} 七条に規定する改定率を 1 言該年度 規 \mathcal{O} (第七十四条の) 四月以後、 定による率の は (当該年度の改定率 当該改立 同 兀 の当該物価指数を下回るに至つた場合に 条第]月以後、 当該改定後の率) \bigcirc 定 改定が行われたときは 項 後 九八八 第 一十六年度の各年度における前 单 の率 第 \bigcirc 次項 項に規定する物価指数が平 いう。 九七八 (国民年金法等の にその 条の規定による改正後の (この ح \mathcal{O} 規 低 項の規定による率 定 に当該政令で定 同条第 $\Xi_{\mathcal{O}}$ 改定 下した比率_ とある 項 一を下回る 一項の 基準とな 直近の当 部を改 対規定に 表第 は

> 含む。 効力を有するものとし、 定した金額に満たないときは、 下この項において「改正前の地共済法等の規定」という。 他の法令において引用し、 改正法の規定により読み替えられた第 金額を法による年金である給付の)又は第八条の規定による改正前の昭和六十年改正法の規定 改正後の地共済法等の規定にかかわらず、 準用し、 改正前の地共済法等の規定はなおその 又はその例による場合を含む。 金額とする。 条の規定による改正 により 前 \mathcal{O} 法 当 算 以

略

該

る率が 規定する物価指数が平成十五年 金法等 れたときは、 る率」 七八 の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率をいう 民年金法等の その低下した比率」 この号の規定による率の改定が行われたときは、 れたときは、 の改定の基準となる率に○・九九○を乗じて得た率として政令で定め 定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定率を 低下した比率」とあるのは るに至つた場合にお 定める率が に当該政令で定める率」と、 (この号の規定による率の改定が行われたときは、 回るに至つた場合においては、 規定による率の改定が行われたときは、 に当該政令で定める率」とする。 (この号の規定による率の改定が行われたときは ٢ 改定の基準となる率に○・ \mathcal{O} (物価指数が平 を下回る場合においては、 部を改正する法律 一を下回る場合においては、 \overline{C} 直近の当該改定が行われた年の前年) 直 部を改正する法律 近の当該改定が行われた年の前 九八八を」 いては とあるのは 成十五年 「〇・九七八(当該年度の改定率 とあるのは その翌年の四月以後 「〇・九八八(第七十四条の二第 (平成十六年法律第百四号) $\overline{\bigcirc}$ (この号の規定による率の改定が行わ (この号の規定による率の改定が行わ 九九〇を乗じて得た率として政令で その翌年の四月以後、 (平成十六年法律第百四号) 当該年度の四月以後、 九七八 当該年度の四月以後、 $\overline{\bigcirc}$ 当該改定後の率) (当該年度の改定率 九七八を」 年 当該改定後の率 の当 当該改定後の率) の物価指数を下回 \bigcirc 当該改定後 九八八 「該物価指数を 九八八 第 کر いう。 ・九七八 第 (国民年 にその 条の規 <u>こ</u>の $\overline{\bigcirc}$ 項に 条 **国**

第五条 平成二十六年度までの各年度における旧共済法による年金につ(旧共済法による年金である給付の額の算定に関する経過措置)

第五条 昭和六十年改正法附則第二条第七号に規定する退職年金、減額

る改正 とし、 きは、 算定した金額が、 法令にお いては、 和六十年改 る改正前の昭和六十年改正法の規定 の項において「改正 又はその例による場合を含む。 法 改 改正 前 よる年 正 の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定によ いて引用し、 第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定 後 前 正 の昭 \mathcal{O} 法 昭 金 の規定」という。 の金額とする。 和六十年改正法 和六十年改正法 次項の規定により読み替えられた第八条の規定によ 後 準用し、 の昭和六十年改正法の規定」という。 又はその例による場合を含む。)により算定した金額に満たな の規定にかかわらず、当該金額を旧の規定はなおその効力を有するもの 以下この項において (他の法令において引用し、 「改正前) により 以下こ 他 準用 いと の昭 \mathcal{O}

退

略

2

(平成) る給付 一十五年度及び平成二十六年度における旧共済法による年金で \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 算定に関する経過措置の 特例

第五条の二 次条の 欄中 率 改定が行われたときは、 規定の 指数を にその (国民年金法等の 規 $\bar{\mathbb{C}}$ (この号の規定による率の改定が行われたときは) 適用につ 下 定により読み替えられた次項の 平成二十五年度及び平成二十六年度の各年度における前 回るに至 低 九八八 下した比 いては、 (物価指数が平成十五年 た場 部を改正する法律 率 一合にお 同条第 直近の当該改定が行われた年の とあるの 項中 は は 規定」 $\overline{\bigcirc}$ 「次項の規定」 その翌年 (平成十六年法律第百四号 (この号の規定による率 九七八 لح 同条第一 四月以後 当 とあるの 該年 前年 当該改定後 項 は 条

> きは、 算定した金額が、 とし、 る改正前の昭和六十年改正法の規定 法令において引用し、 号に規定する退職年金、 和六十年改正法の規定」という。)により算定した金額に満たな る改正前の昭和六十年改正法又は平成十二年改正法第三条の規定によ 族年金又は ては、 項において「改正後の昭和六十年改正法の規定」という。 職年金 又はその例による場合を含む。 改正前の昭和六十年改正法の規定はなおその効力を有するもの 改正後の昭和六十年改正法の規定にか 第八条の規定による改正後の昭和六十年改正法の規定 通産退 通産遺族年金の金額とする。 職年金 次項の規定により読み替えられた第八条の規定によ 準用し、 減額退職年金 障害年金 又はその例による場合を含む。 以下この項において (他の法令において引用し、 遺族年金又は 通産退職年金 カ からず、 通産遺族年金につ 当該金額を同 障害年金 「改正前 により 以下こ 他 の昭 準 لخ 甪 \mathcal{O}

略

(新規)

改定後 て政令で定める率が 〇・九七八 第 1〇・九七八を」とする いう。 条の規定による改正後の国民年金法第二十七条に規定する改定 率 (この号の規定による率の改定が行われたときは 改定 該 政令で定める率」 一を下回る場合においては、 基準となる率に○・ 九九〇を乗じて得た率とし 一九八たり力八たりり 当該年度の四月以後 とあるの

冉評価率等の改定等の特例

第七条 条にお 項第一 号に掲げる指数以下となる区分 者」という。 以下この条及び次条において同じ。 十二年改正法附則第十一条第十項においてその例による場合を含む。 の四及び第四十四条の五の規定 成二十六年度までの間は、 の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第一 及び次条第 改正後の法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。 て同じ。 第二各号に掲げる受給権者の区分をいう。 政令で定める給付の受給権者 第五項及び第六項の従前額改定率をいう。 号において同じ。 法による年金である給付 いて「再評)に属するものに適用される再評価率 一 項 第 のうち、 価 号において同じ。 率等」という。 当該年度において第一号に掲げる指数が第二 その他政令で定める率 第一条の規定による改正後の法第四十四条 (以下この条及び次条において「受給権 (第一条の規定による改正後の法別表 (政令で定めるものに限る。 (第十三条の規定による改正後の平)の改定又は設定については、)又は従前額改定率 は、 適用しない 以下この条及び次条におい 以下この項及び次条第 (第 (以下この条及び次 条の規定による 以下この項 項、 (第十三条 その他 第二項 亚 成

(略)

一 附則第四条の二の規定により読み替えられた附則第四条の規定に

(再評価率等の改定等の特例

第七条 う。 用しない。 規定による改正後の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定 第十一条第一 第二項に規定する再評価率をいう。 ものに適用される再評価率 掲げる受給権者の区分をいう。 おいてその例による場合を含む。 十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十一条第十項に いて「再評価率等」という。 以下この項において同じ。)その他政令で定める率 従前額改定率 る指数を下回る区分 政令で定める給付の受給権者 法による年金である給付 のうち、 項、 (第十三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則 当該年度において第 第二項、 (第一条の規定による改正後の法別表第二各号に 第五項及び第六項の従前額改定率をいう。 (同条の規定による改正後の法第四十四条)の改定又は設定については、 (以下この条において「受給権者」とい 以下この条において同じ。 (政令で定めるものに限る。 以下この条において同じ。 以下この項において同じ。 号に掲げる指数が第一 (以下この条にお)に属する) は、 一号に掲げ 第一条の)又は その他 適

(略)

二 附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十

政令で定めるところにより計算した指数よる改正前の法の規定により算定した金額の水準を表すものとして前の平成十二年改正法の規定により読み替えられた第一条の規定によりなおその効力を有するものとされた第十三条の規定による改正

2

2 当該比率を調整率とみなす。 後 用される再評価率等の改定又は設定に対する第一条の規定による改正 項第二号に掲げる指数を上回り、 対する同項第二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適 法第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率 の法第四十四条の四及び第四 受給権者のうち、 一項において 「調整率」という。 当該年度にお 干四 かつ、 いて、 条の五の規定の適用については、 が前項第 第一条の規定による改正後の 前項第一号に掲げる指数が同 一号に掲げる指数に (以下この項及び次

+成二十七年度における再評価率等の改定等の特例)

の法第四十四条の四及び第四十四条の五の規定は、適用しない。 る再評価率等の改定又は設定については、第一条の規定による改正後 る指数が第二号に掲げる指数以下となる区分に属するものに適用され 第七条の二 平成二十七年度において、受給権者のうち、第一号に掲げ

び第一 条 第 とする。 又は設定した再評 条の四及び第四十四条の五の規定の適用がないものとして改定し、 規定に 三条の規定による改正後の平成十二年改正法附則第十 平成二十七年度における第 一項並びに附則第二十条の二第 項 より算定した金額 の水準を表すものとして政令で定めるところにより計算 第八 -七条第 価 一率又は 従前 第 項及び第 条の規定による改正後の法第七十九 条の規定による改正後の法第四十四 額改定率を基礎として算定した金額 一項第一 項 第九十. 一号及び第三号又は第十 九条 Ď 条第一 第 項及

水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数られた第一条の規定による改正前の法の規定により算定した金額の三条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定により読み替え

条の四及び第四十四条の五の規定の適用につい 率とみなす。 率等の改定又は設定に対する第 号に掲げる指数の比率を下回る区分に属するものに適用される再評 て「調整率」という。 法第四十四条の四第四項第一号に規定する調整率 項第二号に掲げる指数を上回り、 受給権者のうち、 当該年度において、)が前項第 条の規定による改正後の法第四 かつ、 号に掲げる指数に対する同 第一 前項第 条の規定による改正後 、ては、 号に掲げる指数が (以下この項におい 当該比率を調 項 第二 应 同

(新規)

した指数

2 掲げる指数に対する同項第三 数が するものに適用される再評価率等の改定又は設定に対する第 定による改正後の法第四 については、 受給権者のうち えられた第 れた附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた第 十三条の規定による改正前の平成十二 同項第1 水準を表すものとして政令で定めるところにより計算した指数 平成一 一号に掲げる指数を上回り 当該比率を調整率とみなす。 六年度に 条の規定による改正前 平成 おける附則第四条 十四条の四及び第四 一十七年度において 二号に掲げる指数の比率を下回る区分に属 \mathcal{O} 一年改正法の規定により読み替 法の の 二 カュ 規定により算定した金 の規定により 十四条の五の規定の 前項第 調整率が同項 号に掲げる指 読み 第 ~ 替えら 条の規 適 用

関する経過措置の特例)(平成二十一年度から平成二十五年度までの基礎年金拠出金の負担に

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十五年度まで まに定める額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十六年度以後の年度である場合

関する経過措置の特例) (平成二十一年度から平成二十三年度までの基礎年金拠出金の負担に

第八条の二 地方公共団体は、平成二十一年度から平成二十三年度まで 等に定める額との差額に相当する額を負担する。

(基礎年金拠出金の負担割合の引上げのための措置)

第八条の三 特定年度の前年度が平成二十四年度以後の年度である場合

除く。 より納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、当該各年度につ 団体の負担とするよう、 いて前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共 において、)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定に 当該特定年度の前年度まで 必要な法制上及び財政上の措置を講ずるもの (平成二十五年度以前の年度を

、法による遺族共済年金の支給に関する経過措

第十七条 (略)

とする

2 るものの受給権を有する者が平成十九年四月一日以後に法による遺族 の算定及び支給の停止については、 共済年金の受給権を取得した場合にあっては、 由とするものに限る。 平成十九年四月一日前において旧共済法による年金)その他これに相当するものとして政令で定め なお従前の例による。 当該遺族共済年金の額 (退職を給付事

> とする。 より納付される基礎年金拠出金の一部に充てるため、 除く。)の各年度において国民年金法第九十四条の二第二項の規定に において、 団体の負担とするよう、 いて前条の規定の例により算定して得た差額に相当する額を地方公共 当該特定年度の前年度まで 必要な法制上及び財政上の措置を講ずるもの (平成二十三年度以前の年度を 当該各年度につ

(法による遺族共済年金の支給に関する経過措

第十七条 (略)

2 得した場合にあっては、 る者が平成十九年四月一日以後に法による遺族共済年金の受給権を取 については、なお従前の例による。 に規定する旧共済法による年金 その他これに相当するものとして政令で定めるものの受給権を有す 平成十九年四月一日前において昭和六十年改正法附則第二条第七号 当該遺族共済年金の額の算定及び支給の停止 (退職を給付事由とするものに限る。

3 略

3

略

(第六条関係) 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律 (平成十七年法律第九号)

(傍線の部分は改正部分)

抄)

する法律による特別障害者手当 特別児童扶養手当等の支給に関	でそれでる際管児権者主当	特別児童扶養手当等の支給に関養手当	四号)による特別児童律(昭和三十九年法律	特別児童扶養手当等の支給に関 童扶養手当	法律第二百三十八号)による児児童扶養手当法(昭和三十六年	ず、当該額をこれらの手当の額とする。	(地)となる。 対象により 計算	がそれぞれの手当につき次項の規定によ	に掲げる手当については、同表の1 平成二十五年十月から平成二十	改
する法律第二十六条の五におい 特別児童扶養手当等の支給に関	第 お ま 五 い b	ける去津第二十六条こお、て準特別児童扶養手当等の支給に関	第五条の	特別児童扶養手当等の支給に関	児童扶養手当法第五条の二	額とする。 とてら用する場合を含む しにかかれら	次の表の下	定により読み替えられた同項の表の	掲げる手当については、同表の下欄に掲げる規定により計算した額平成二十五年十月から平成二十七年三月までの月分の次の表の上欄	正案
する法律による特別障害者手当特別児童扶養手当等の支給に関	でそれでそ阿信男者を言い	特別児童扶養手当等の支給に関養手当	四号)による特別児童律(昭和三十九年法律	特別児童扶養手当等の支給に関童扶養手当	法律第二百三十八号)による児児童扶養手当法(昭和三十六年	当の額とする。	ヾ゙ーヺ゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙ゔ゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゚゙゙゙゙゙゙	次項の規定により読み替えられた同	、同表の下欄に掲げる規定により1 平成十七年四月以降の月分の次	現
する法律第二十六条の五におい 特別児童扶養手当等の支給に関	第おす五いり	特別児童扶養手当等の支給に関	第五条の	特別児童扶養手当等の支給に関	児童扶養手当法第五条の二	にカカれらす。当該名をこれらの手	桕	に同項の表の上欄に掲げる規定により	欄に掲げる規定により計算した額がそれぞれの手当につき年四月以降の月分の次の表の上欄に掲げる手当については	行

第五条第一項 四万千百円	する。	掲げる字句は、それぞれ同表の下	2 前項の場合においては、次の表	関する法律による保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律による健康管理手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	症手当	関する法律による原子爆弾小頭	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	十七号)による医療特別手当	関する法律(平成六年法律第百	原子爆弾被爆者に対する援護に	手当	十七条第一項の規定による福祉	等改正法」という。)附則第九	号。以下「昭和六十年国民年金	法律(昭和六十年法律第三十四	国民年金法等の一部を改正する			
百三十円(この項の規定によ四万千四百三十円(四万千四		それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと	の上欄に掲げる規定中同表の中欄に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に		関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に		関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に				用する児童扶養手当法第五条の	則第九十七条第二項において準	昭和六十年国民年金等改正法附	条の二	て準用する児童扶養手当法第五	て準用する同法第十六条におい
第五条第一項 四万千百円	する。	掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと	2 前項の場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の	関する法律による保健手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律による健康管理手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	症手当	関する法律による原子爆弾小頭	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律による特別手当	原子爆弾被爆者に対する援護に	十七号)による医療特別手当	関する法律(平成六年法律第百	原子爆弾被爆者に対する援護に	手当	十七条第一項の規定による福祉	等改正法」という。)附則第九	号。以下「昭和六十年国民年金	法律(昭和六十年法律第三十四	国民年金法等の一部を改正する			
おいて作成する年平均の全国四万千八百八十円(総務省に		-欄に掲げる字句に読み替えるもの	4の上欄に掲げる規定中同表の中欄に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に		関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に	関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に		関する法律第二十九条	原子爆弾被爆者に対する援護に			=	用する児童扶養手当法第五条の	則第九十七条第二項において準	昭和六十年国民年金等改正法附	条の二	て準用する児童扶養手当法第五	一て準用する同法第十六条におい

当等の支給に関	特別児童扶養手																	
	三万三千三百円																	
千五百七十円(この条の規定 による額の改定が行われたと きは、当該改定後の額とする 。以下同じ。) に物価変動率 (当該年度の初日の属する年 の前々年の物価指数(総務省	1	令で定める額) 以降、当該政	である場合にあつては、平成	及	おいては、平成二十五年十月	千四百三十円を下回る場合に	として政令で定める額が四万	九九三を乗じて得た額を基準	数の比率をいう。)及び○・	日の属する年の前年の物価指	じ。)に対する当該年度の初	費者物価指数をいう。以下同	いて作成する年平均の全国消	々年の物価指数(総務省にお	該年度の初日の属する年の前	下同じ。)に物価変動率(当	、当該改定後の額とする。以	る額の改定が行われたときは
当等の支給に関	特別児童扶養手																	
	三万三千三百円																	
で作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数(以下「物価指数)という。)が平成十六年数」という。)が平成十六年数」という。)が平成十六年当該改定が行われたときは、直近の当該改定が行われたときは、直近の当時では、1000円の場合では、1000円のののののののののののののののののののののののののののののののののの	三万三千九百円					として政令で定める額)	た比率を乗じて得た額を基準	該改定後の額)にその低下	の改定が行われたときは、	十円(この項の規定による額	年の四月以降、四万千八百八	つた場合においては、	年)の物価指数を下回るに至	の当該改定が行われた年の前	改定が行われたときは、	年(この項の規定による額の	指数」という。)が平成十六	消費者物価指数(以下

特別児童扶養手																									
一万四千百七十												五万円													
一万四千二百八十円(一万四	以降、当該政令で定める額)	つては、平成二十六年四月)	成二十六年度である場合にあ	二十五年十月(当該年度が平	下回る場合においては、平成	令で定める額が五万四百円を	乗じて得た額を基準として政	物価変動率及び○・九九三を	の額とする。以下同じ。)に	行われたときは、当該改定後	の条の規定による額の改定が	五万四百円(五万四百円(こ	額)	月)以降、当該政令で定める	にあつては、平成二十六年四	が平成二十六年度である場合	平成二十五年十月(当該年度	円を下回る場合においては、	定める額が三万三千五百七十	て得た額を基準として政令で	じ。)及び〇・九九三を乗じ	価指数の比率をいう。以下同	の初日の属する年の前年の物	下同じ。)に対する当該年度	国消費者物価指数をいう。以
特別児童扶養手																									
養手一万四千百七十												五万円													
一万四千四百三十円(物価指	して政令で定める額)	比率を乗じて得た額を基準と	改定後の額)にその低下	改定が行われたときは、	円(この条の規定による額の	の翌年の四月以降、五万九百	に至つた場合においては、	の前年)の物価指数を下回る	直近の当該改定が行われた年	額の改定が行われたときは、	十六年(この条の規定による	五万九百円(物価指数が平成							て政令で定める額)	率を乗じて得た額を基準とし	定後の額)にその低下した比	定が行われたときは、当該改	(この条の規定による額の改	の四月以降、三万三千九百円	た場合においては、その翌年

昭和六十年国民										六条の三	する法律第二十	当等の支給に関	特別児童扶養手										条	する法律第十八	当等の支給に関
一万四千百七十													二万六千五十円												円
一万四千二百八十円(一万四	降、当該政令で定める額)	ては、平成二十六年四月)以	二十六年度である場合にあつ	十五年十月(当該年度が平成	回る場合においては、平成二	額が二万六千二百六十円を下	額を基準として政令で定める	及び○・九九三を乗じて得た	。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とする	による額の改定が行われたと	千二百六十円(この条の規定	二万六千二百六十円 (二万六	降、当該政令で定める額)	ては、平成二十六年四月)以	二十六年度である場合にあつ	十五年十月(当該年度が平成	回る場合においては、平成二	額が一万四千二百八十円を下	額を基準として政令で定める	及び○・九九三を乗じて得た	。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とする	による額の改定が行われたと	千二百八十円(この条の規定
昭和六十年国民										六条の三	する法律第二十	当等の支給に関	特別児童扶養手										条	する法律第十八	当等の支給に関
一万四千百七十													二万六千五十円												円
一万四千四百三十円(総務省	定める額)	て得た額を基準として政令で)にその低下した比率を乗じ	れたときは、当該改定後の額	の規定による額の改定が行わ	二万六千五百二十円(この条	ては、その翌年の四月以降、	を下回るに至つた場合におい	われた年の前年)の物価指数	ときは、直近の当該改定が行	定による額の改定が行われた	数が平成十六年(この条の規	二万六千五百二十円(物価指	定める額)	て得た額を基準として政令で)にその低下した比率を乗じ	れたときは、当該改定後の額	の規定による額の改定が行わ	一万四千四百三十円(この条	ては、その翌年の四月以降、	を下回るに至つた場合におい	われた年の前年)の物価指数	ときは、直近の当該改定が行	定による額の改定が行われた	数が平成十六年(この条の規

円四条第三項	に対する援護に	京子聚単皮聚等												第十八条	給に関する法律	扶養手当等の支	用する特別児童	二項において準	則第九十七条第	年金等改正法附
	円	十三万丘千四旬																		円
規定による額の改定が行われたときは、当該改定後の額とする。以下同じ。) に物価変	万六千四百八十円(この項の	- 11	、平成二十六年四月)以降、	六年度である場合にあつては	年十月(当該年度が平成二十	場合においては、平成二十五	一万四千二百八十円を下回る	基準として政令で定める額が	○・九九三を乗じて得た額を	価指数の比率をいう。)及び	の初日の属する年の前年の物	下同じ。)に対する当該年度	国消費者物価指数をいう。以	において作成する年平均の全	の前々年の物価指数(総務省	(当該年度の初日の属する年	。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とする	による額の改定が行われたと	千二百八十円(この条の規定
十四条第三項	に対する援護に	京子泰単皮泰針												第十八条	給に関する法律	扶養手当等の支	用する特別児童	二項において準	則第九十七条第	年金等改正法附
	円	十三万五千四旬																		円
全国消費者物価指数(以下「 物価指数」という。)が平成 特価指数」という。)が平成	省において作成する年平均	十三万二千八百四十月					基準として政令で定める額)	下した比率を乗じて得た額を	、当該改定後の額)にその低	る額の改定が行われたときは	百三十円(この条の規定によ	翌年の四月以降、一万四千四	至つた場合においては、	前年)の物価指数を下回るに	近の当該改定が行われた年の	の改定が行われたときは、	六年(この条の規定による額	価指数」という。)が平成十	国消費者物価指数(以下	において作成する年平均

して政令で定める額)			以降、当該政令で定める額)		
比率を乗じて得た額を基準と			っては、平成二十六年四月)		
改定後の額)にその低下した			成二十六年度である場合にあ		
改定が行われたときは、当該			二十五年十月(当該年度が平		
円(この項の規定による額の			下回る場合においては、平成		
の翌年の四月以降、五万九百			令で定める額が五万四百円を		
に至った場合においては、そ			乗じて得た額を基準として政		
の前年)の物価指数を下回る			物価変動率及び○・九九三を		
直近の当該改定が行われた年		十五条第三項	の額とする。以下同じ。)に		十五条第三項
額の改定が行われたときは、	<u>.</u>	関する法律第二	行われたときは、当該改定後		関する法律第二
十六年(この項の規定による		に対する援護に	の項の規定による額の改定が		に対する援護に
五万九百円(物価指数が平成	五万円	原子爆弾被爆者	五万四百円(五万四百円(こ	五万円	原子爆弾被爆者
			定める額)		
			六年四月)以降、当該政令で		
			る場合にあっては、平成二十		
			該年度が平成二十六年度であ		
			ては、平成二十五年十月(当		
額)			百八十円を下回る場合におい		
額を基準として政令で定める			令で定める額が十三万六千四		
の低下した比率を乗じて得た			乗じて得た額を基準として政		
きは、当該改定後の額)にそ			下同じ。)及び〇・九九三を		
による額の改定が行われたと			の物価指数の比率をいう。以		
千八百四十円(この項の規定			年度の初日の属する年の前年		
の翌年の四月以降、十三万七			。以下同じ。)に対する当該		
に至った場合においては、そ			の全国消費者物価指数をいう		
の前年)の物価指数を下回る			務省において作成する年平均		

	こ対ける爰養と原子爆弾被爆者				一 大 大 大 大 大 大 大 条 第 三 項 大 条 第 三 項 ま は は ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま
	三万三千三百円				四 ア デ ギ デ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア
きは、当該改定後の額とするによる額の改定が行われたと	千五百七十円 (二万三三万三千五百七十円(二万三	降、当該政令で定める額) ては、平成二十六年四月)以 二十六年度である場合にあっ	十五年十月(当該年度が平成回る場合においては、平成二額が四万六千九百七十円を下	額を基準として政令で定める。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とするによる額の改定が行われたとによる額の改定が行われたと
十七条第四項目がおける法律第二	こ対ける爰護と原子爆弾被爆者				一 大 大 大 大 大 大 大 条 第 三 項 大 条 第 三 項 大 の 法 律 第 二 に 対 す る 法 律 第 二 に 対 に あ に あ に あ に あ に あ に あ に の に 。 に 。 に 。 に に に に に 。 に 。 に に 。 。
	三万三千三百円				四 フ デ ギ デ ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア
は、直近の当該改定が行われたよる額の改定が行われた	区 対 けい 下 いこり 頁 り 見 足 こ 三 万 三 千 九 百 円 (物 価 指 数 が	定める額) て得た額を基準として政令で	れたときは、当該改定後の額の規定による額の改定が行わって、この項	ては、その翌年の四月以降、を下回るに至った場合におい	ときは、直近の当該改定が行とさは、直近の当該改定が行われた定による額の改定が行われたの項の規
	きは、当該改定後の額とする による額の改定が行われたと 関する法律第二 による額の改定が行われたと 関する法律第二	こ万三千三百円 三万三千三百円 三万三千三百円 一十七条第四項 さは、当該改定後の額とする 関する法律第二 に対する援護に 三万三千三百円	こ 三万三千三百円 三万三千五百七十円 (この項の規定 「こよる額の改定が行われたと 原子爆弾被爆者 三万三千三百円 三万三千五百七十円 (三万三 に対する援護に に対する援護に に対する援護に 三万三千三百円	1	。以下同じ。)に物価変動率 及び○・九九三を乗じて得た 類が四万六千九百七十円を下 回る場合においては、平成二 十五年十月(当該年度が平成 二十六年度である場合にあっ では、平成二十六年四月)以 降、当該政令で定める額) 「五百七十円(この項の規定 による額の改定が行われたと きは、当該改定後の額とする ・は、当該改定後の額とする 一による額の改定が行われたと に対する援護に に対する援護に に対する援護に に対する援護に

																				十八条第三項	関する法律第二	に対する援護に	原子爆弾被爆者	
										三万三千三百円													一万六千七百円	
ては、平成二十六年四月)以二十六年度である場合にあっ	十五年十月(当該年度が平成	回る場合においては、平成二	額が三万三千五百七十円を下	額を基準として政令で定める	及び○・九九三を乗じて得た	。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とする	による額の改定が行われたと	千五百七十円(この項の規定	三万三千五百七十円(三万三	降、当該政令で定める額)	ては、平成二十六年四月)以	二十六年度である場合にあっ	十五年十月(当該年度が平成	回る場合においては、平成二	額が一万六千八百三十円を下	額を基準として政令で定める	及び○・九九三を乗じて得た	。以下同じ。)に物価変動率	きは、当該改定後の額とする	による額の改定が行われたと	千八百三十円(この項の規定	一万六千八百三十円(一万六	で定める額)
																				十八条第三項	関する法律第二	に対する援護に	原子爆弾被爆者	
										三万三千三百円													一万六千七百円	
を基準として政令で定める額低下した比率を乗じて得た額	は、当該改定後の額)にその	よる額の改定が行われたとき	三千九百円(この項の規定に	、その翌年の四月以降	回るに至った場合におい	た年の前年)の物価指数を下	は、直近の当該改定が行われ	よる額の改定が行われたとき	平成十六年(この項の規定に	三万三千九百円(物価指数が		して政令で定める額)	比率を乗じて得た額を基準と	改定後の額)にその低下	改定が行われたときは、	円(この項の規定による額	の翌年の四月以降、	に至った場合においては、そ	の前年)の物価指数を下回る	直近の当該改定が行われた年	額の改定が行われたときは、	十六年(この項の規定による	一万七千円(物価指数が平成	

降、
当該政令
で定
8
る額)
_